第3章 環境の現状

- I 環境基準適合状況
- Ⅱ 各監視項目の状況

環境基準適合状況 I

環境基準等の達成状況等は次のとおりです。

大気環境基準適合状況

大気環境の測定地点及び環境基準の達成状況は次のとおりです。 (詳細は3-7~29ページ参照)

[図3-1] 大気汚染常時監視測定局等配置図



区分	No.	測定局名	住所
	1	常磐公園	葵区常磐町三丁目1-1
	2	千代田小学校	葵区沓谷五丁目 4 7 - 1
	3	長田南中学校	駿河区みずほ三丁目9-1
	4	服織小学校	葵区羽鳥六丁目9-1
	(5)	南中学校	駿河区宮竹二丁目11-1
一般環境大気測定局	6	清水区役所	清水区旭町6一8
	7	清水三保第一小学校	清水区三保1069-1
	8	清水第七中学校	清水区草薙三丁目9-20
	9	清水庵原中学校	清水区原245
	10	清水興津北公園	清水区興津中町1288
	11)	元蒲原支所(※)	清水区蒲原新田二丁目16-8
白動車排出ガス測学目	12	自排丸子	駿河区丸子5491-2
自動車排出ガス測定局	13	自排神明	清水区庵原町97-2

※元蒲原支所測定局は H26.3 より改築中

[表3-1] 大気環境基準等の達成状況

項目	達成状況	測定地点
— T4 //. T4 #	0	常磐公園、清水区役所、清水三保第一小学校、清
二酸化硫黄 	0	水興津北公園、元蒲原支所、自排神明
		常磐公園、千代田小学校、長田南中学校、服織小
二酸化窒素	0	学校、清水区役所、清水三保第一小学校、清水庵
一致儿至糸	O	原中学校、清水興津北公園、元蒲原支所、自動車
		排出ガス測定局
光化学オキシダント	×	一般環境大気測定局
		常磐公園、千代田小学校、長田南中学校、服織小
 浮遊粒子状物質	0	学校、清水区役所、清水三保第一小学校、清水庵
<u> </u>		原中学校、清水興津北公園、元蒲原支所、自動車
		排出ガス測定局
		常磐公園、千代田小学校、長田南中学校、服織小
微小粒子状物質	Δ	学校、清水三保第一小学校、清水庵原中学校、清
		水興津北公園、自排丸子
一酸化炭素	0	元蒲原支所、自動車排出ガス測定局
 非メタン炭化水素※	0	常磐公園、清水区役所、元蒲原支所、自動車排出
非グラン灰化が系然)	ガス測定局
ベンゼン	0	
トリクロロエチレン	0	常磐公園、長田南中学校、服織小学校、清水三保
テトラクロロエチレン	0	第一小学校、元蒲原支所、自排神明
ジクロロメタン	0	
		静岡市役所静岡庁舎、長田南中学校、服織小学校、
ダイオキシン類	0	清水三保第一小学校、清水第七中学校、元蒲原支
		所

〇:全測定地点で環境基準に適合

△:一部の測定地点で環境基準に不適合

×:全測定地点で環境基準に不適合

※ 非メタン炭化水素は、大気環境指針値に対する評価 大気汚染に係る環境基準については、付-1ページ参照

二酸化硫黄などの大気汚染物質等については、付-20ページ用語集参照

2 水質環境基準適合状況

公共用水域及び地下水調査における調査地点及び環境基準の達成状況は次のと おりです。(詳細は3-30~44ページ参照)

[図3-2]公共用水域環境基準点等地点図



【凡 例】

≪県計画河川調査≫

No.		ţ	類型等※1	
1		安倍川	曙橋	AA
2	静	女旧川	安倍川橋	Α
3	畄	藁科川	牧ヶ谷橋	АА
4	水	浜 川	浜川新橋	O
5	域	丸子川	ぺったん橋	С
6		小坂川	150 号新小坂川橋	
7			区境巴川橋	C
8	黛	巴川	巴大橋	(C)
9	奥駿河湾		港橋	O
10	河	興津川	浦安橋	В
11)	湾	央净川	八幡橋	Α
12	水域	庵原川	庵原川橋	
13	以	由比川	末端	
14)		田北川	入山橋	_

≪県計画海域調査≫

No.		類型等	
ア		石部沖	Α
イ	西駿河	高松沖	Α
ウ	湾水域	久能沖	Α
エ		用宗漁港港中央	В
オ	奥駿河 湾水域	江尻埠頭沖	В

≪水浴場調査※2≫

No.	地点名	類型等
Α	用宗海岸海水浴場	Α
В	三保内浜海水浴場	В
С	三保真崎海水浴場	Α
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

- ※1 「(C)」は環境基準補助地点であることを、「一」は環境基準が設定されていないことを示す。
- ※2 水浴場については、環境基準のほか水浴場等水質判定基準(付-5ページ参照)により水質判定 される。

[図3-3]地下水調査地点図



【凡 例】

No.	調査項目				
•	環境モニタリング調査				
あ		駿河区新川地区			
い	定点モニタリング調査	葵区古庄地区			
う	汚染追跡調査	清水区七ツ新屋地区			
え		清水区三保地区			

[※] 上記の調査地点の位置は、実際の汚染地区と必ずしも一致しない。

[表3-2] 水質環境基準等の達成状況

分類	調査名	状況	測 定 点	超 過 内 容 等
	県計画河川調査	Δ	9 河川 14 地点**1	
公共用水域	清流保全調査※2	0	3 河川 3 地点	
水域	県計画海域調査	Δ	2海域5地点	
	水浴場調査※3	_	3 水浴場各 3 地点	
	環境モニタリング	0	10 地点	
地下水	定点モニタリング	Δ	4 地区 12 地点	駿河区新川地区(テトラクロロエチレン)、葵区 古庄地区(砒素)、清水区三保地区(ト リクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素)
7.	污染追跡調査	Δ	3 地区 34 地点	駿河区新川地区(テトラクロロエチレン)、清水 区七ツ新屋地区(トリクロロエチレン、テトラクロロ エチレン)、清水区三保地区(四塩化炭素)
環境ホルモダイオキシン	ダイオキシン類調査 河川 (水質・底質)、 海域 (水質・底質)、 地下水、土壌	0	6 河川 7 地点 2 海域 5 地点 地下水 10 地点 土壌 10 地点	
シン 類	環境ホルモン調査 河川(水質)	<u> </u>	6 河川 7 地点	

- 〇:全地点で全項目の環境基準を達成、△:一部地点又は一部項目が環境基準を超過
- ※1 9 河川 14 地点のうち、2 河川 (安倍川及び藁科川) 3 地点は、国土交通省が調査を実施。 また、3 河川 (小坂川、庵原川、由比川) 4 地点には環境基準類型の指定がされていない。
- ※2 静岡市清流条例に基づく水質調査(安倍川曙橋、藁科川牧ケ谷橋及び興津川八幡橋における TOC 調査)。
- ※3 水浴場には、水浴場等水質判定基準(付-5ページ参照)が適用される。 なお、測定項目等水質汚濁物質については、用語集付-18ページ以降参照。

3 騒音環境基準適合状況

騒音に係る環境基準の達成状況は次のとおりです。 (詳細は $3-45\sim47$ ページ参照)

[表3-3] 騒音環境基準の達成状況

分 類	調査対象数	環境基準 適合数	達成率
環境騒音 (一般地域:道路に面する地域以外)	20 地点	16 地点	80.0%
自動車騒音面的評価 (道路に面する地域)	60, 943 戸	56, 531 戸	92. 8%
新幹線鉄道騒音	18 地点	13 地点	72. 2%

Ⅱ 各監視項目の状況

1 大気汚染の状況

(1) 概 況

大気汚染は、工場等から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんや、自動車から排出される窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素などの一次汚染物質と、光化学反応によって一次汚染物質から生成される光化学オキシダント等の二次汚染物質のほか、少量の摂取であっても人体に悪影響を及ぼすといわれる有害大気汚染物質等により引き起こされます。このうち二酸化硫黄や二酸化窒素等6物質、ベンゼン等の有害大気汚染物質4物質及びダイオキシン類には環境基準が定められています。

本市では、一般環境大気測定局11局と自動車排出ガス測定局2局により大気汚染の常時監視を実施しています。平成25年度は、一般環境大気測定局において、光化学オキシダントが全測定局で環境基準を達成できず、微小粒子状物質が一般環境大気測定局で4局、自動車排出ガス測定局で1局達成できませんでしたが、その他の項目は全測定局で環境基準を達成しました。

また、有害大気汚染物質等調査としてベンゼン等の揮発性有機化合物及びダイオキシン類の調査を実施しましたが、すべて環境基準を達成できました。

(2) 大気環境調査の概要

平成25年度の大気汚染調査の概要は次のとおりです。

[表3-4] 大気汚染調査の項目別概要

	調査名	調査概要
常	時監視	
		大気汚染防止法第 22 条に基づき、市内 11 か所に一般環境大気
	一般環境大気	測定局を配置し([図 3-1]参照)、二酸化硫黄等及び風向風速を
		連続測定しました。
		大気汚染防止法第 20 条に基づき、市内 2 か所に自動車排出ガ
	自動車排出ガス	ス測定局を配置し([図 3-1]参照)、二酸化窒素等及び風向風速
		を連続測定しました。

(表3-4の続き)

	調査名	調査概要
有	害大気汚染物質 —————	
		人の健康を損なう恐れのある有害大気汚染物質のうち揮発性有機
	 揮発性有機化合物	化合物について市内6か所(常磐公園、長田南中学校、服織小学校、
	挥光压有极化	清水三保第一小学校、元蒲原支所(※)、自排神明)で年 12 回調査を
		実施しました。
		市内 6 か所(静岡市役所静岡庁舎、長田南中学校、服織小学校、
	ダイオキシン類	清水三保第一小学校、清水第七中学校、元蒲原支所)で年 4 回ダイ
		オキシン類調査を実施しました。
	飛ルナエ!!	市内 4 か所(長田南中学校、服織小学校、清水三保第一小学校、
	酸化エチレン	元蒲原支所(※)) で年 12 回酸化エチレン調査を実施しました。
		その他有害大気汚染物質として、クロム等の重金属類及びベンゾ
		(a) ピレンについては市内 4 か所(長田南中学校、服織小学校、清水
	その他	三保第一小学校、元蒲原支所(※)) で年 12 回調査を実施しました。
	- て の 他	また、水銀及びアルデヒド類は市内 6 か所(常磐公園、長田南中
		学校、服織小学校、清水三保第一小学校、元蒲原支所(※)、自排神
		明)で年 12 回調査を実施しました。
邢允	 性雨	雨水の酸性度及びイオン成分を市内 1 か所(環境保健研究所)で
凹发	11年189	測定しました。

※元蒲原支所は年10回の測定

[表3-5] 大気汚染常時監視測定局の測定項目

測定項目	二酸化硫黄	窒 素酸化物	オキシダント	浮遊 粒子状 物質	微小粒子 状物質	一酸化 炭 素	炭化 水素	風向風速
一般環境大気測定局								
常磐公園	0	0	0	0	0		0	0
千代田小学校		0	0	0	0			0
長田南中学校		0	0	0	0			0
服織小学校		0	0	0	0			0
南中学校			0					0
清水区役所	0	0	0	0			0	0
清水三保第一小学校	0	0	0	0	0			0
清水第七中学校			0					0
清水庵原中学校		0	0	0	0			0
清水興津北公園	0	0	0	0	0			0
元蒲原支所	0	0	0	0		0	0	0
自動車排出ガス測定局								
自排丸子		0		0	0	0	0	0
自排神明	0	0		0		0	0	0

① 大気汚染常時監視測定結果(一般環境大気)

ア 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、主に化石燃料中の石炭や石油を燃焼させることにより生じ、 四日市ぜんそくなどの原因物質及び酸性雨の原因物質として知られている物質 です。

昭和50年度に環境基準を達成して以来、すべての測定局で環境基準を達成しています。(表3-6参照)

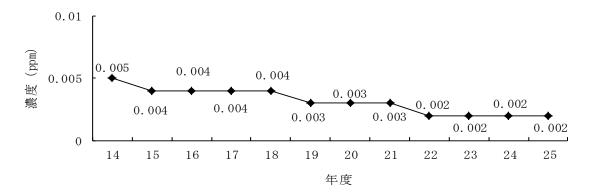
また、すべての測定局の年平均値は 0.002ppm であり、近年においては、ほぼ横ばい状態で推移しています。(図 3-4参照、調査結果の詳細は4-1ページ参照)

[表3-6]二酸化硫黄濃度調查結果

環境上の条件 測定局名	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 超 過の日数	1 時間値 が 0. 1ppm を超えた 時間数	日平均値 の 2% 除外値 (ppm)	年平均値 (ppm)	長期的評価に よる環境基準 の適否 適〇 否×
常磐公園	0	0	0. 003	0. 001	0
清水区役所	0	0	0. 006	0. 002	0
清水三保第一小学校	0	0	0. 003	0. 001	0
清水興津北公園	0	0	0. 005	0. 002	0
元蒲原支所	0	0	0. 004	0. 003	0
平均値	_	_	0. 004	0. 002	_

※環境基準は付-1ページ参照。ppm 等の単位については、付-7ページ参照。

[図3-4] 二酸化硫黄濃度年平均値の経年変化



イ 窒素酸化物

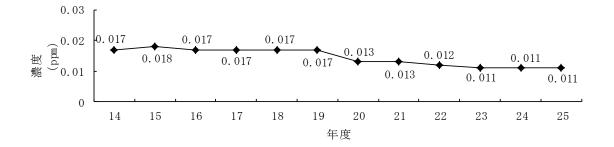
窒素酸化物とは、物が高い温度で燃えたときに、空気中の窒素 (N_2) と酸素 (0_2) が結びついて発生する、一酸化窒素 (N_0) と二酸化窒素 (N_0) などのことをいい、光化学スモッグや酸性雨の原因にもなります。 特に二酸化窒素 (N_0) は、高濃度で人の呼吸器 (のど、気管、肺など) に悪い影響を与えるため、国では二酸化窒素 (N_0) に関する環境基準を設けて、排出量を少なくする努力をしています。

環境基準が定められている二酸化窒素については、昭和 5 3 年度に環境基準を達成して以来、すべての測定局で環境基準を達成しています。(表 3-7 参照)また、すべての測定局の年平均値は 0.011 ppm であり、近年においては、ほぼ横ばい状態で推移しています。(図 3-5 参照、調査結果の詳細は $4-2\sim4$ ページ参照)

[表3-7]二酸化窒素濃度調査結果

環境上の条件 測定局名	日平均値が 0.04ppm 以 上 0.06ppm 以下の日数	日平均値が 0.06ppm 超 過の日数	日平均値 の 98%値 (ppm)	年平均値 (ppm)	長期的評価に よる環境基準 の適否 適〇 否×
常磐公園	0	0	0.019	0.010	0
千代田小学校	0	0	0.023	0.014	0
長田南中学校	0	0	0.021	0.011	0
服織小学校	0	0	0.015	0.008	0
清水区役所	1	0	0. 028	0.014	0
清水三保第一小学校	0	0	0.022	0.009	0
清水庵原中学校	0	0	0.020	0.010	0
清水興津北公園	0	0	0.021	0.010	0
元蒲原支所	0	0	0. 025	0.013	0
平均値	_	_	0. 022	0. 011	_

[図3-5] 二酸化窒素濃度年平均値の経年変化



ウ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場や自動車から排出される窒素酸化物及び炭化水素類を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより、二次的に生成されるオゾンなどの強い酸化力を持った物質です。 光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜への影響などが知られているほか、農作物などへの影響も報告されております。

すべての測定局で環境基準を達成できませんでした。(表3-8参照)

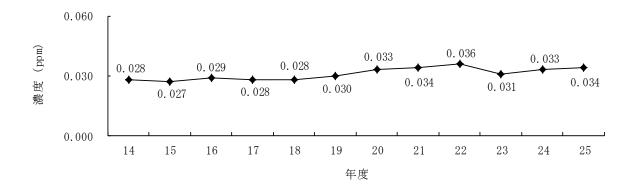
また、すべての測定局の年平均値は 0.034ppm であり、近年においてはほぼ横ばい状態で推移しています。(図 3-6参照、調査結果の詳細は 4-5 ページ参照)

[表3-8] 光化学オキシダント調査結果

環境上の条件	通 日		昼 間		短期的評価
	1 時間値が	1 時間値が	1時間値の	1時間値の	による環境
	0.06ppm を超	0.06ppmを超	最高値	平均值	基準の適否
測定局名	えた時間数	えた時間数	(ppm)	(ppm)	適〇 否×
常磐公園	488	452	0. 111	0. 033	×
千代田小学校	543	520	0. 110	0. 034	×
長田南中学校	253	246	0. 113	0. 032	×
服織小学校	296	282	0. 092	0. 030	×
南中学校	383	354	0.090	0. 032	×
清水区役所	401	361	0. 101	0. 032	×
清水三保第一小学校	763	695	0. 118	0. 038	×
清水第七中学校	663	612	0. 113	0. 036	×
清水庵原中学校	323	311	0. 113	0. 034	×
清水興津北公園	407	387	0. 116	0. 033	×
元蒲原支所	538	515	0. 109	0. 035	×
平均値	_	_	_	0. 034	_

[※]昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。

[図3-6] 光化学オキシダント1時間値の平均値の経年変化



昼間の1時間値が0.06ppm を超えた時間が、11測定局で4,735時間あり、昼間の測定時間中に8.2%ありました。(図3-7参照)

15.0 11.9 11.1 8.8 10.0 % 10.4 6.2 割合 8.2 7.8 8.1 5.0 6.1 5.4 0.0 15 20 22 14 16 17 18 19 21 23 24 25 年度

[図3-7] 昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数の割合の経年変化

光化学オキシダントの注意報 (光化学オキシダント濃度の1時間値が 0.12ppm 以上の場合、状況に応じて発令)の発令は平成25年度はありませんでした。(表3-9参照)

年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
静岡地区	. 0	2	0	0	1	0	1	1	0	1	0
清水地区	. 0	1	0	3	1	0	1	1	0	0	0
庵原地区	1	2	0	4	2	1	1	0	0	0	0

[表3-9]光化学オキシダント注意報 地区別発令日数の経年変化

工 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊している粒子状物質で、発生源は工場の ばい煙や自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(火山、 森林火災など)のものがあります。また、粒子として排出される一次粒子とガ ス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子があります。

粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼし、年平均 100mg/m³ になると呼吸器への影響などがみられるため、浮遊粒子状物質の環境 基準は1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下、1時間値が0.20mg/m³以下と定められています。

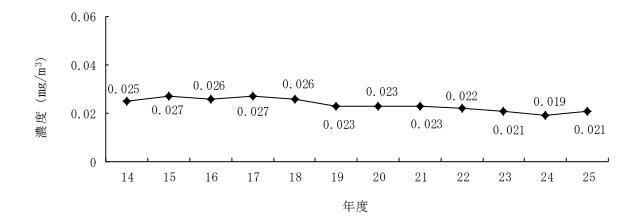
すべての測定局で環境基準を達成しています。(表 3-10 参照) また、すべての測定局の年平均値は 0.021mg/m³ であり、近年においては横ばい状

態で推移しています。(図3-8参照、調査結果の詳細は4-6ページ参照)

環境上の条件 測定局名	日平均値 が 0.1 mg /m³を超 えた日数	1 時間値が 0.2 mg/m³ を超えた 時間数	1 時間値 の最高値 (mg/m³)	日平均値 の 2%除 外値 (mg/m³)	年平均値 (mg/m³)	長期的評価 によるの 基準の 適× 適へ
常磐公園	0	0	0. 113	0. 061	0. 021	0
千代田小学校	0	0	0. 149	0. 055	0.022	0
長田南中学校	1	0	0. 149	0. 068	0.023	0
服織小学校	0	0	0. 110	0. 053	0.014	0
清水区役所	0	0	0. 108	0. 048	0. 015	0
清水三保第一小学校	0	0	0. 095	0. 058	0.024	0
清水庵原中学校	0	0	0. 128	0. 057	0. 017	0
清水興津北公園	1	0	0. 146	0. 075	0.026	0
元蒲原支所	1	0	0. 126	0.069	0. 025	0
平均値	_	_	_	0.060	0. 021	

[表 3 - 1 0] 浮遊粒子状物質調査結果

「図3-8〕浮遊粒子状物質濃度年平均値の経年変化



才 微小粒子状物質

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊している粒子状物質のうち直径 $2.5\,\mu\,\mathrm{m}$ の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より大きい粒子を除去した後に採取される粒子のことです。発生由来は浮遊粒子状物質と同様と考えられていますが、発生源の寄与割合については現在成分分析等にて把握しているところです。

微小粒子状物質は粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されるため、微小粒子状物質の環境基準は、1日平均値が $35 \mu \, g/m^3$ 以下(短期的評価)、1年平均値が $15 \mu \, g/m^3$ 以下(長期的評価)と定められており、平成 2 3年度から調査を開始しました。

平成25年度は7局において調査し、長期的評価では環境基準を達成しまし

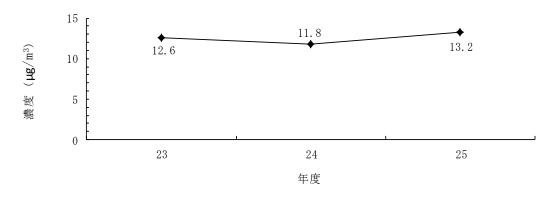
たが、短期的評価では4局で環境基準を達成できませんでした。 (表3-11 参照)

また、日平均値の 98%値は 35.9 μ g/m³、年平均値は、13.2 μ g/m³ でした。(図 3 -9 参照、調査結果の詳細は 4-7 ページ参照)

環境上の条件 測定局名	日平均値が 35.0 μ g/m³ を超えた 日数	日平均値 の最高値 (μg/m³)	日平均 値の 98%値 (μg/m³)	年平均値 (μg/m³)	短期的評価 による環境 基準の適否 適〇 否×	長期的評価 による環境 基準の適否 適〇 否×
常磐公園	7	46. 4	35. 0	13.0	0	0
千代田小学校	7	46. 5	34.8	12.5	0	0
長田南中学校	8	48. 4	36.3	13.0	×	0
服織小学校	8	48. 4	35. 4	12.6	×	0
三保第一小学校	7	44. 9	33. 9	13.7	0	0
庵原中学校	10	52. 4	38. 1	13.4	×	0
興津北公園	11	48. 3	37. 5	14. 2	×	0
平均値	_	_	35. 9	13. 2	_	_

[表3-11] 微小粒子状物質調査結果

[図3-9] 微小粒子状物質濃度年平均値の経年変化



カ 一酸化炭素

石油や石炭など炭素を含む物質が燃焼する場合、酸素(空気)の供給が十分なときは「完全燃焼」して「二酸化炭素」(CO₂)が発生しますが、酸素の供給が不十分なときは「不完全燃焼」を起して一酸化炭素が発生します。 大気中の一酸化炭素の人工的な発生源の主たるものは、自動車です。

一酸化炭素は、血液中で酸素の運搬役となっている赤血球のヘモグロビンと強力に結合して(酸素の約200倍)、一酸化炭素ヘモグロビン(CO-Hb)を形成します。このため、酸素はヘモグロビンと結合できなくなり、血液中の酸素濃度が低下し、細胞への酸素輸送が阻害されて酸欠状態になり、めまい、

頭痛、吐き気などを引き起こします。

大気中の濃度については、8時間値平均値(20ppm以下)及び日平均値(10ppm以下)の環境基準が定められています。

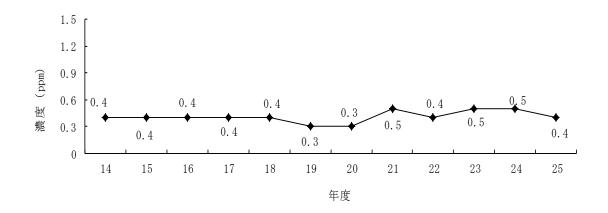
元蒲原支所測定局において調査し、環境基準を達成しています。 (表 3-1 2 参照)

また、1 局の年平均値は、0.4ppm で近年においては横ばい状態で推移しています。(図3-10参照、調査結果の詳細は4-7ページ参照)

[表3-12]一酸化炭素の環境基準との比較

環境上の条件 測定局名	日平均値が 10ppm を超え た日数	1 時間値の 8 時間平均 値が 20ppm を 超えた日数	日平均値の 2 %除外値 (ppm)	年平均値 (ppm)	長期的評価に よる環境基準 の適否 適〇 否×
元蒲原支所	0	0	0. 5	0.4	0

[図3-10]一酸化炭素濃度年平均値の経年変化



キ 炭化水素

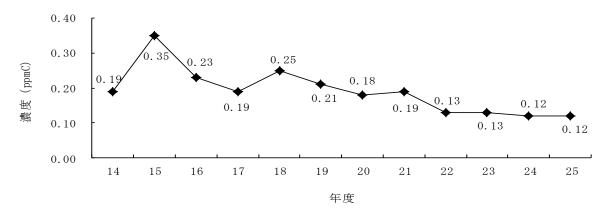
環境大気中の炭化水素(メタンを除いた非メタン炭化水素)は、光化学オキシダント生成の原因物質となります。炭化水素の人為発生源としては、塗料、印刷インキ、接着剤、金属洗浄、クリーニングに使われる溶剤などに由来するものの他、自動車の排気ガスからも排出されます。環境基準はありませんが、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度指針」において、光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあることが指針値として示されています。

常磐公園測定局、清水区役所測定局、元蒲原支所測定局で調査し、この指針値を超過した日がそれぞれ 2 日、2 7 日、1 日ありました。(表 3-1 3 参照)また、年平均値は 0.12 ppmC で、近年においては、平成 1 5 年度を除き、ほぼ横ばい状態で推移しています。(図 3-1 1 参照、調査結果の詳細は 4-8 ページ参照)

[表3-13] 非メタン炭化水素測定結果

		6 ~ 9 時 ♂	3 時間の	平均值	6~9 時の	か 3 時間	6~9 時 6	〜9 時の 3 時間 の平均値が 0.31ppmC を超え た日数とその 割合 (日) (%) 2 0.5		
測定局名	年平 均値	年平均 値	最高値	最低値	の平均値が 0. 20ppmC を超え た日数とその 割合		0.31ppm(た日数	こを超え とその		
		(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)		
常磐公園	0. 11	0. 11	0. 36	0.04	18	4. 9	2	0. 5		
清水区役所	0. 16	0. 19	0. 43	0. 05	136	37. 5	27	7. 4		
元蒲原支所	0. 10	0. 10	0. 38	0. 02	5	1. 7	1	0. 3		
平均	0. 12	0. 13	_	_	_	_	_	_		

[図3-11] 非メタン炭化水素濃度年平均値の経年変化



② 大気汚染常時監視測定結果(自動車排出ガス)

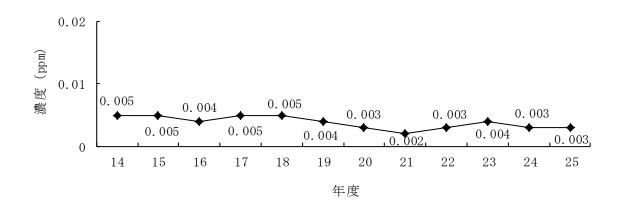
ア 二酸化硫黄

自排神明測定局で調査し、環境基準を達成しています。(表 3-14 参照)また、年平均値は 0.003 ppm で、近年においては横ばい傾向で推移しています。(図 3-12 参照、調査結果の詳細は 4-10 ページ参照)

[表 3-14] 二酸化硫黄濃度調査結果

環境上の条件 測定局名	1 時間値の 1 日平均値 が 0.04ppm 超過の日数	1 時間値 が 0. 1ppm を超えた 時間数	日平均値の 2%除外値 (ppm)	年平均 値 (ppm)	長期的評価に よる環境基準 の適否 適〇 否×
自排神明	0	0	0.005	0.003	0

[図3-12] 二酸化硫黄濃度年平均値の経年変化(自排神明)



イ 窒素酸化物

環境基準が定められている二酸化窒素について、2局で環境基準を達成しています。

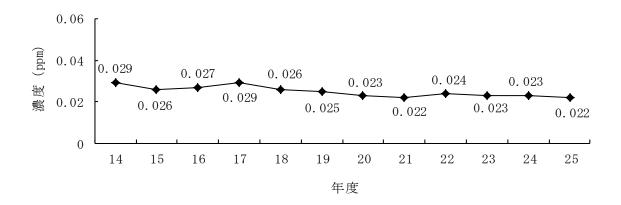
(表3-15参照)

また、2局の測定局の年平均値は 0.022ppm で、近年においては横ばい状態で推移しています。(図 3-13 参照、調査結果の詳細は $4-9\sim10$ ページ参照)

[表 3 - 1 5] 二酸化窒素濃度調査結果

環境上の条件 測定局名	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 の日数	日平均値が 0.06ppm 超 過の日数	日平均値の 98%値 (ppm)	年平均値 (ppm)	長期的評価に よる環境基準 の適否 適〇 否×
自排丸子	0	0	0. 028	0. 018	0
自排神明	30	0	0. 045	0.026	0
平均值	_		0. 036	0. 022	_

[図3-13] 二酸化窒素濃度年平均値の経年変化



ウ 浮遊粒子状物質

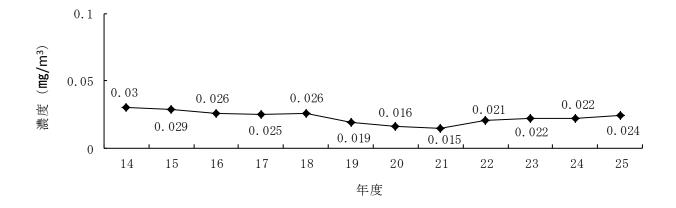
2局で環境基準を達成しています。(表3-16参照)

また、2局の測定局の年平均値は、 $0.024~mg/m^3$ で、近年においては横ばい傾向で推移しています。(図3-1.4参照、調査結果の詳細は $4-9\sim1.0$ ページ 参照)

[表 3 - 1 6] 浮遊粒子状物質調査結果

環境上の条件 測定局名	日平均値が 0.1 mg/m³を 越えた日数	1 時間値が 0.2 mg/m³を 越えた時間 数	1 時間値 の最高値 (mg/m³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m³)	年平均値 (mg/m³)	長期的評価に よる環境基準 の適否 適〇 否×
自排丸子	0	0	0. 171	0. 054	0. 025	0
自排神明	0	0	0. 184	0.061	0.024	0
平均	_	_	_	0. 058	0.024	_

[図3-14] 浮遊粒子状物質濃度年平均値の経年変化



工 微小粒子状物質

自排丸子測定局で調査し、長期的評価では環境基準を達成しましたが、短期的評価では環境基準を達成できませんでした。(表3-17参照)

また、1 局の測定局の日平均値の $98\%値は 35.2 \mu g/m³$ 、年平均値は、 $13.2 \mu g/m³$ でした。(図 3-15 参照、調査結果の詳細は4-9 ページ参照)

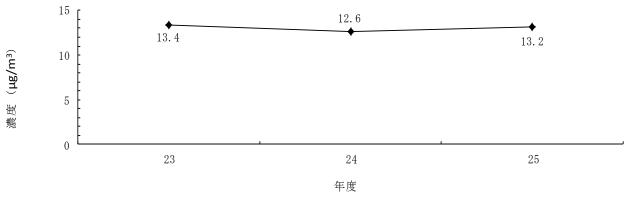
環境上の条件 日平均値が 日平均 短期的評価に 長期的評価 日平均值 値の 年平均值 よる環境基準 による環境 35.0 μ g の最高値 /m³を超えた 98%値 $(\mu g/m^3)$ の適否 基準の適否 $(\mu g / m^3)$ 測定局名 日数 $(\mu g/m^3)$ 適〇 否× 適〇 否× 46.4 35. 2 13. 2 自排丸子 8 X 0

35. 2

13.2

[表3-17] 微小粒子状物質調査結果

[図3-15] 微小粒子状物質濃度年平均値の経年変化



才 一酸化炭素

平均

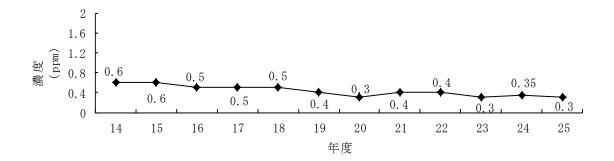
2局で環境基準を達成しています。(表3-18参照)

また、2 局の測定局の年平均値は 0.3ppm で、近年においては横ばい状態で推移しています。(図 3-16 参照、調査結果の詳細は $4-9\sim10$ ページ参照)

[表3-18]一酸化炭素の環境基準との比較	較
-----------------------	---

環境上の条件 測定局名	日平均値が 10ppm を超え た日数	1 時間値の8時 間平均値が 20ppm を超えた 日数	日平均値の 2%除外値 (ppm)	年平均値 (ppm)	長期的評価に よる環境基準 の適否 適〇 否×
自排丸子	0	0	0. 4	0. 3	0
自排神明	0	0	0.6	0. 3	0
平均	_	_	0. 5	0. 3	_

[図3-16]一酸化炭素濃度年平均値の経年変化



カ 炭化水素

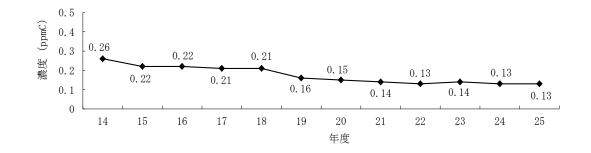
自排丸子測定局で1日、自排神明測定局で16日指針値を超過しました。 (表3-19参照)

また、2 局の測定局の年平均値は 0.13ppmC で、近年においては減少傾向で推移しています。(図 3-1 7参照、調査結果の詳細は $4-9\sim1$ 0ページ 参照)

[表3-19] 非メタン炭化水素測定結果

		6~9 時	の 3 時間の)平均值	6~9 時の	6~9時の3時間の 6~9時の3時間の				
測定局名		年平均				0.20ppmC				
	年平均值	値	最高値	最低值	を超えた		を超えた日数とそ			
		12			の害	割合 二	の害	iが 0. 31ppmC		
		(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)		
自排丸子	0. 11	0. 11	0. 48	0. 03	4	1. 1	1	0.3		
自排神明	0. 15	0. 17	1. 40	0. 03	80	22. 0	16	4. 4		
平均	0. 13	0. 14	_	_	_	_	_	_		

[図3-17] 非メタン炭化水素濃度年平均値の経年変化



③ 有害大気汚染物質

ア 揮発性有機化合物等

揮発性有機化合物等とは、常温で揮発しやすい化合物等のことで、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレン、ベンゼンなどさまざまな物質があります。油脂類の溶解能力が高く、分解しにくく安定していて燃えにくい性質から、1970年代には理想の洗浄剤として産業界で普及しましたが、吸入による頭痛やめまい、腎傷害などの有害性や発ガン性など可能性が指摘されています。大気・水域、特に地下水汚染の原因となるほか、住宅の室内空気汚染物質としても注目されています。

環境基準が定められているベンゼン等 4 物質 (表 3-20 参照) について、 環境基準を達成しました。

[表3-20] 有害大気汚染物質モニタリング調査結果(年平均値)

単位: μ g/m³

	環境			一般環境			自排	参考
項目	基準 (指針 値)※2	常磐 公園	長田南中	服織小	清水 三保 一小	元蒲原 支所	神明	全国平均 ^{※1} (全国検出範囲)
ベンゼン	3	0. 83	0. 83	0. 71	0. 73	0. 67	1. 0	1. 2 (0. 40~3. 0)
トリクロロエチレン	200	0. 16	0. 16	0. 099	0. 095	0. 13	0. 078	0.50 (0.010~10)
テトラクロロエチレン	200	0. 11	0. 049	0. 044	0. 13	0. 041	0. 041	0. 18 (0. 0075~1. 7)
ジクロロメタン	150	1.3	1.8	1.3	1. 4	1. 5	1. 2	1. 6 (0. 26~13)
アクリロニトリル	(2)	0. 012	0. 017	0. 0068	0. 0047	0. 020	0. 012	0. 080 (0. 0075~1. 8)
塩化ビニルモノマー	(10)	0. 0068	0. 0071	0. 0072	0. 0068	0. 0053	0. 0068	0. 047 (0. 0036~0. 88)
クロロホルム	(18)	0. 54	0. 11	0. 14	0. 12	0. 11	0. 12	0. 20 (0. 018~1. 9)
1, 2-ジクロロエタン	(1.6)	0. 095	0. 096	0. 096	0. 094	0. 096	0. 098	0. 17 (0. 058~1. 8)
1,3-ブタジエン	(2. 5)	0. 071	0. 065	0. 041	0. 052	0. 051	0. 14	0. 14 (0. 0097~2. 0)

^{※1}全国平均値と全国検出範囲は、平成24年度地方公共団体等における有害大 気汚染物質モニタリング調査結果(環境省)による。

イ ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)の総称であり、動物実験から、強い急性毒性を持つことが明らかにされているほか、人に対して、がんや奇形を引き起こす可能性があるといわれています。主に物が燃えるときにできる物質であり、その多くが廃棄物の焼却に伴い発生していると考えられています。他に金属の精錬過程、紙の塩素漂白工程、農薬製造でも発生し、たばこの煙、森林火災などでも発生すると考えられています。

すべての測定地点で環境基準を達成しています。(表3-21参照)

^{※2}指針値とは、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るため の指針となる数値。

「表3-21]ダイオキシン類大気環境調査結果

測定地点	春季	夏季	秋季	冬季	年平均値	全国検 出範囲*	全国平均※	環境 基準
静岡市役所静岡庁舎	0. 022	0. 022	0. 011	0. 020	0. 019			0.6
長田南中学校	0. 018	0. 023	0. 010	0. 025	0. 019		0. 027	
服織小学校	0. 015	0.016	0. 0085	0. 015	0. 014	0 0047		
清水三保第一小学校	0. 010	0. 022	0. 011	0. 013	0. 014	0. 0047 ~0. 58		
清水第七中学校	0. 012	0. 015	0. 012	0. 021	0. 015	0.00		
元蒲原支所	0. 017	0.014	0. 010	0. 013	0. 014			
平均値	0.016	0.019	0. 010	0. 018	0. 016			

[※]全国検出範囲と全国平均値は、平成24年度ダイオキシン類に係る環境調査結果(環境省)による。

ウ アスベスト

平成17年にアスベストによる健康被害が大きな社会問題となったことから、環境大気中のアスベスト濃度の測定をしています。平成25年度は市内6か所で測定を実施しましたが、全て定量下限値(0.3本/L)未満でした。(表3-22参照)

[表3-22]アスベスト大気環境調査結果

単位:本/L

単位:pg-TEQ/m³

測定地点	夏季	冬季	3日間連続 測定	年平均値
静岡市役所静岡庁舎	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
長田南中学校	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
服織小学校	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
清水三保第一小学校	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
清水第七中学校	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
元蒲原支所	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
平均値	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満

エ その他有害大気汚染物質

重金属類、アルデヒド類、内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン類)として疑いのある物質について調査を行いました。いずれも環境基準は設定されていませんが、平成 24年度の全国の調査結果と比較すると、すべてその範囲内でした。(表 3-23 参照)

[表3-23] その他有害大気汚染物質大気環境調査結果

単位: ng/m^3 (アルデヒド類及び酸化エチレン、トルエン、塩化メチルは $\mu g/m^3$)

			一般環境			自排		
項目	常磐 公園	長田南中	服織小	清水 三保 一小	元蒲原 支所	神明	全国平均※1	※2 指針値
水銀及び その化合物	1. 7	1.8	1.6	1. 2	1. 9	1. 7	2. 1 (0. 82~6. 1)	40
アセトアルテ゛ヒト゛	1. 5	1. 3	1. 2	2. 3	5. 8	2. 2	2. 1 (0. 53~10)	
ホルムアルテ゛ヒト゛	1. 7	1. 9	1. 4	4. 0	3. 5	1. 9	2.5 (0.51~5.9)	
トルエン	4. 6	5. 4	3. 2	4. 0	4. 2	6. 3	8. 4 (0. 74~43)	
塩化メチル	1. 2	1. 2	1. 2	1. 3	1. 2	1. 2	1.5 (0.11~5.6)	
ニッケル化合物	_	2. 6	1. 7	2. 3	1. 9	_	4. 1 (0. 41~24)	25
ヒ素及び その化合物	_	1. 2	0. 93	0. 78	0. 41	_	1.5 (0.16~15)	6
ベ リ リ ウ ム 及びその化合物	_	0. 023	0. 017	0. 016	0. 0068	_	0. 024 (0. 00064~ 0. 17)	
マンガン及び その化合物	_	31	16	15	5. 5	_	24 (2. 4~160)	
ク ロ ム 及 び その化合物		4. 1	2. 6	1. 7	1. 7		5. 3 (0. 28~70)	
^゛)ゾ (a) ピレン	_	0. 17	0. 17	0. 12	0. 72	_	0. 21 (0. 0060~2. 7)	
酸化エチレン	_	0. 062	0. 057	0. 078	0. 058	_	0. 090 (0. 030~0. 77)	

^{※1}全国平均値と全国検出範囲は、平成24年度地方公共団体等における有害大

気汚染物質モニタリング調査結果(環境省)による。 ※2指針値とは、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値。

④ 微小粒子状物質(PM2.5)成分分析

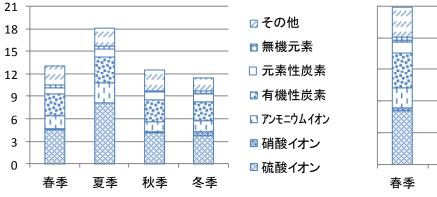
服織小学校測定局で四季毎に2週間連続して微小粒子状物質(PM2.5)を捕集し、その成分分析を実施しました。主な発生源及び二次生成粒子は、自動車排気、有機性炭素(OC)、アンモニウム塩、硫酸塩でした。

[表 3-24] 測定期間別・成分量平均値 ($\mu g/m^3$)

測定地点	也点 測定日数		質量濃度	硫 酸 イオン (SO ₄ ²⁻)	硝 酸 イオン (NO³-)	アンモニウム イオン (NH ₄ +)	有機性 炭 素 (0C)	元素性 炭 素 (EC)	無機元素	その他
	春季	14	13. 1	4. 5	0. 2	1. 7	2. 9	0. 9	0. 4	2. 5
	夏季	14	18. 2	8. 1	0. 1	2. 6	3. 5	1. 1	0. 4	2. 4
服織	秋季	14	12. 5	4. 1	0. 2	1. 3	3. 0	1.0	0. 2	2. 7
小学校	冬季	14	11.5	3. 8	0. 5	1. 4	2. 6	1. 1	0. 4	1.7
	全期間	56	13. 8	5. 1	0. 2	1. 8	3. 0	1.0	0. 4	2. 3

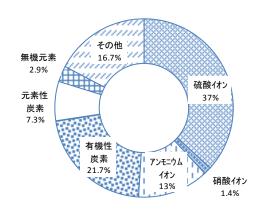
[図3-18] 測定期間別・成分量平均値(µg/m³)

[図3-19]測定期間別・成分割合(%)



100% 80% 60% 40% 20% 春季 夏季 秋季 冬季

[図3-20] 全期間・成分割合(%)



⑤ 酸性雨(湿性大気汚染)

酸性雨は、硫黄酸化物や窒素酸化物などを起源とする酸性物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象です。酸性の度合いは、pH(水素イオン濃度)で表され、pHの値が低いほど酸性の度合いは強くなります。pH5.6が酸性雨の一つの目安となりますが、火山やアルカリ土壌など周辺の状況によって変わります。

環境保健研究所は、酸性雨の全国調査に参加し、広範囲の大気汚染調査に協力しています。環境保健研究所の屋上で、1週間ごとに採取した雨水の降水量、pH、導電率、及び8種イオン濃度を測定した結果、下表のとおり、平成25年度のpH年平均値は4.89、月平均値は4.71~5.18でした。

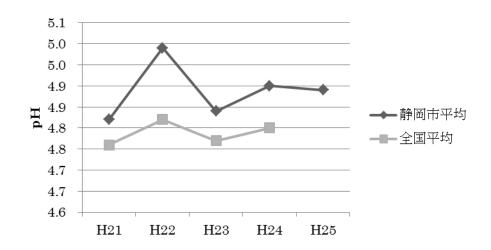
[表3-25] 平成25年度雨水測定結果月平均值

月	降水量	рН	導電率	SO ₄ ²⁻	NO ₃	CI ⁻	NH ₄ ⁺	Na ⁺	K ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺
	mm		mS/cm				mg/L				
4	265.4	4.96	11.58	0.88	0.54	1.04	0.16	0.58	0.04	0.11	0.08
5	168.5	4.78	14.52	1.07	0.66	0.69	0.18	0.35	0.01	0.05	0.06
6	165.6	4.81	11.56	0.72	0.96	0.26	0.20	0.11	0.02	0.05	0.03
7	82.5	4.71	18.97	1.64	0.96	0.77	0.45	0.22	0.02	0.10	0.07
8	107.7	4.71	14.44	1.26	1.12	0.30	0.31	0.18	0.03	0.04	0.02
9	213.9	5.18	32.62	1.29	0.37	7.45	0.11	4.28	0.13	0.16	0.47
10	284.4	5.09	6.86	0.41	0.29	0.49	0.11	0.20	0.02	0.01	0.03
11	99.5	4.77	32.85	1.64	0.61	5.11	0.16	3.11	0.10	0.14	0.37
12	59.6	5.15	9.21	0.53	0.42	1.05	0.15	0.56	0.00	0.12	0.09
1	42.4	4.75	11.23	0.91	0.67	0.39	0.14	0.15	0.01	0.02	0.04
2	158.6	5.06	6.76	0.53	0.37	0.20	0.13	0.11	0.04	0.02	0.02
3	467.2	4.80	20.46	1.49	0.59	2.30	0.25	1.35	0.08	0.09	0.17
加重平均	2115.2	4.89	16.57	1.05	0.57	1.98	0.19	1.12	0.05	0.08	0.14

※降水量は合計、その他は加重平均

採取した週ごとのp Hは、降水量が少ない週に低くなる傾向があり、最も低い値を観測した7月22日から29日の週では降水量5. 1 mmでp H 4. 19でした。

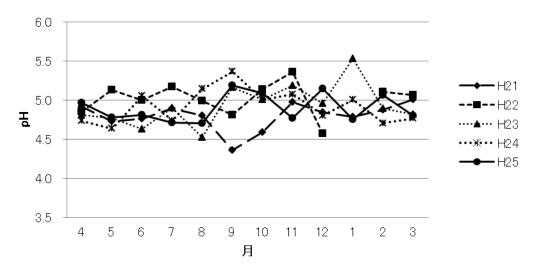
[図3-21] p H年平均値の推移(平成21年度から25年度)



当市の過去5年間のpH年平均値は、上表のとおり全国平均値とほぼ同等で、 酸性の度合いが弱まってきている傾向にあります。

また、冬季に日本海側で酸性成分が増加する傾向にあることが確認されていますが、当市のpH月平均値は、下表のとおりで、顕著な季節変動は確認されませんでした。

[図3-22] pH月平均値の推移(平成21年度から25年度)



※平成22年度1月は降雨なし

2 水質汚濁の状況

(1) 水環境の状況

○ 本市の主要河川のうち一級河川である安倍川とその支流の藁科川は、水量が豊富で水質も良いことで知られ、その大部分が伏流水となって地下を流れています。また、流域の約7割を森林が占めている興津川についても、その自浄作用により良好な水質が保たれています。これらの主要河川は上水道の水源として重要な役割を担っており、平成25年度は全ての地点でBODが環境基準値内の良好な結果となりました。静岡市清流条例に規定する清流基準については、全ての地点において基準を満たすことが出来ました。

なお、都市部を流れる河川のうち、浜川は良好な水質を維持しており、流域の家庭から生活排水が多く流れ込む巴川、丸子川についてもBODの環境基準を達成しました。また、環境基準の設定がされていないその他の河川でも良好な結果となっています。

- 西駿河湾水域及び奥駿河湾水域で実施した海域調査では、環境基準が設定されている5地点のうち、久能沖においてCODが環境基準を超過しましたが、その他の4地点においては環境基準を達成しました。
- 過去に地下水汚染が確認された4地区(駿河区新川地区、葵区古庄地区、清水区七ツ新屋地区及び清水区三保地区)の地下水を継続して監視しました。葵区古庄地区、清水区七ツ新屋地区及び清水区三保地区は改善傾向、駿河区新川地区についてはほぼ横ばい傾向でした。なお、新たに汚染が確認された地区はありませんでした。
- 河川、海域におけるダイオキシン類の調査は、全ての地点で環境基準を達成しました。

(2) 公共用水域及び地下水の調査の概要

河川、海域、湖沼等の公共用水域及び地下水の状況を調査するために、各種調査を 実施しています。平成25年度の調査概要等は次のとおりです。

[表3-26] 水質汚濁状況調査の項目別概要

分	類	調査名	①測定地点・測定頻度 ②測定項目	調査目的 又は根拠
		県計画河川調査	①2水域9河川14地点・年4~12回 ②生活環境項目、健康項目、要監視項目、特殊項目	県公共用水域の 水質測定計画
	河 川	市計画河川調査	①2水域河川等56地点·年2~4回 ②生活環境項目、健康項目、特殊項目	市公共用水域の
		清流保全調査	① 2 水域14河川17地点・年 2 ~ 8 回 ②TOC	水質測定計画
公共用水		県計画海域調査	① 2 海域 5 地点・年 4 回 ②生活環境項目、健康項目、要監視項目、特殊項目、 その他項目	県公共用水域の 水質測定計画
域	海 域	市計画海域調査	① 1 海域15地点・年 4 回 ②生活環境項目、特殊項目	市公共用水域の 水質測定計画
		水浴場調査	①3水浴場各3地点・開設前及び開設中 ②ふん便性大腸菌群数、COD、透明度、油膜、pH、 0-157、大腸菌数	環境庁水質 保全局長通知
	湖沼	引調査	①井川湖3地点・年1回 ②生活環境項目、特殊項目	市公共用水域の 水質測定計画
		 環境モニタリング 	①10地点・年 1 回 ②pH、健康項目、要監視項目、特殊項目	県地下水の 水質測定計画
7	也 下 K	定点モニタリング	①地下水汚染 4 地区12地点·年 1 回 ②TCE、PCE、As、CCI ₄	県地下水の 水質測定計画
		 汚染追跡調査 	①地下水汚染3地区34地点·年1回 ②TCE、PCE、CCI ₄	市地下水の 水質測定計画
		河川水質・底質 ダイオキシン類	① 6 河川 7 地点・年 1 回 ②コプラナーPCB、PCDD、PCDF	市独自調査
	ダイ	海域水質・底質 ダイオキシン類	① 2 海域 5 地点・年 1 回 ②コプラナーPCB、PCDD、PCDF	市独自調査
ホル	オキシ	地下水 ダイオキシン類	①10地点・年1回 ②コプラナーPCB、PCDD、PCDF	市独自調査
モン	ン	土壌 ダイオキシン類	①10地点・年1回 ②コプラナーPCB、PCDD、PCDF	市独自調査
		河川水質 環境ホルモン	①河川7地点・年1回 ②ビスフェノールA他 計6物質	市独自調査

[図3-23] 水質調査地点図



	口口口中"次阴且"				
No.	ţ	也点名			
а		防波堤内側			
b		東燃沖			
С		清水船溜沖			
d		日の出埠頭沖			
е		巴川沖			
f		折戸湾中央			
g		貯木場入口			
h		巴川河口			
i	奥駿河湾水域	清水船溜			
j		日軽金沖			
k		江尻埠頭沖 (環境基準点)			
ı		江尻船溜			
m		袖師船溜			
n		庵原川沖			
0		興津川沖			
р		防波堤外側			

≪湖沼調査≫

No.	地点名
I	井川大橋
II	本村下
Ш	井川湖湖心

- ※ 市計画河川調査の地点図は省略。 ※ 環境基準点等は 3-3 ページ[図3-2]参照。 ※ 環境基準点は県計画に含まれる。

(3) 調査結果概要

① 河川

ア 県計画河川調査

市内の環境基準点9地点中すべての地点でBOD値の環境基準を達成しました。地点別の調査結果は次のとおりです。

(調査結果の詳細は4-11~15ページ参照。)

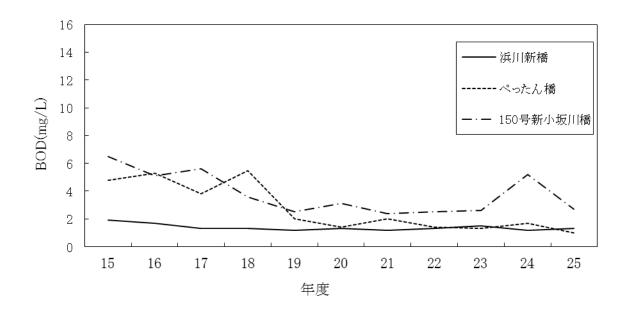
[表 3 - 2 7] 県計画河川調査結果(BOD)

単位:mg/L

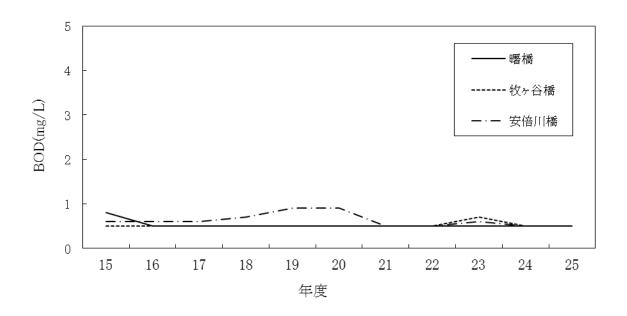
水域名	河川名	測定地点	年平均値	環境基準	環境基準 75%水質値	環境基準値	適否
	浜 川	浜 川 新 橋	1. 1	С	1. 3	5	0
	丸子川	ぺったん橋	1. 0	С	1.0	5	0
基 4 区	小坂川	150 号新小坂川橋	2. 1	_	2. 7	_	_
静岡	<i>-</i>	曙橋	0. 5	АА	<0.5	1	0
	安倍川	安 倍 川 橋	<0.5	Α	<0.5	2	0
	藁科川	牧 ヶ 谷 橋	0. 5	АА	<0.5	1	0
	巴川	巴 大 橋	1. 9	(C)	2. 1	(5)	(O)
		区境巴川橋	1. 2	С	1.5	5	0
		港橋	1. 0	С	1. 2	5	0
南氏: 河流	脚油川	八 幡 橋	0. 6	Α	0. 6	2	0
奥駿河湾	興津川	浦 安 橋	0. 6	В	0. 6	3	0
	庵原川	庵 原 川 橋	1. 2	_	0.8	_	_
	由比川	入 山 橋	<0.5	_	<0.5	_	
		末端	0. 9	_	1. 2	_	

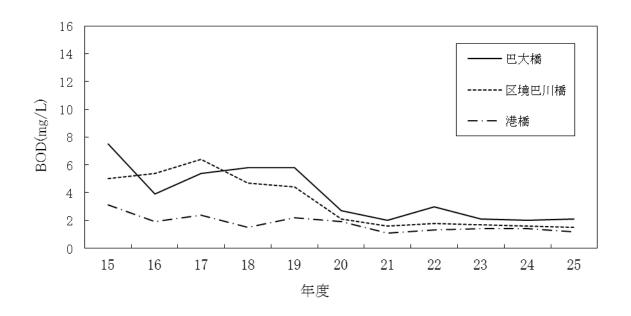
[※] 環境基準類型欄の「(C)」(巴大橋)は環境基準補助地点であり、「一」は基準が設定されていないことを示す。

[図3-24]河川BOD環境基準75%水質値の推移(その1)

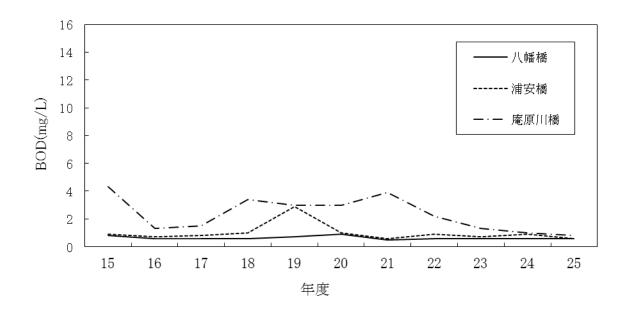


[図3-25] 河川BOD環境基準75%水質値の推移(その2)





[図3-27]河川BOD環境基準75%水質値の推移(その4)



イ 市計画河川調査

(ア) 県計画の調査を補完するため、環境基準点以外の市内 5 6 地点において調査を 実施しました。各地点の調査結果は次のとおりです。

[表3-28] 市計画河川調査結果(BOD)

単位:mg/L

水域名 河川名又は湖岸地点名 年平均値 銀間谷川 私 和 かい相 0.9 1.5 1.			十匹、1115/11
飯間北川 駅の掛け積 0.9 野部窓川 野部窓川	水域名	河川名又は測定地点名	年平均値
飯間北川 駅の掛け積 0.9 野部窓川 野部窓川		飯間谷川 ふれあい橋	< 0.5
# 新聞会川 新聞会川 新聞会川 新聞会川			0. 9
大門川 野郎島橋 0.8 20.5 1.1 1.			0. 6
禁患尾川 さくら橋 1.1 1.			
内牧川 屋動橋 0.7	<u> </u>		
原田川 加月語			
大和田川 大和田川橋			
小坂川 小坂橋	+		
大野川 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.7 5 5 5 5 5 5 5 5 5	-		
神岡	-		
小豆川 小豆川水門			
## 10	静岡		
麻機造水地※ 12			
大谷川放水路 大谷川核		鯨ケ池※	
大谷川放水路 大谷川橋		麻機遊水地※	12
大正寺沢川 大谷川放水路合流点 3.1 駿府公園内堀深 5.5 駿府公園内堀深 2.6 康起川水門 0.5 秋山川 竜太の橋 <0.5		二つ池※	10
大正寺沢川 大谷川放水路合流点 3.1 駿府公園内堀深 5.5 駿府公園内堀深 2.6 康起川水門 0.5 秋山川 竜太の橋 <0.5		大谷川放水路 大谷川橋	0. 9
腰府公園内堀※ 2.6 服府公園外坂※ 2.6 展起川水門 0.5 秋山川 竜太の橋 <0.5 安東川 着之子田橋 <0.5 長尾川 水梨橋 <0.5 長尾川 水梨橋			3. 1
駿府公園外堀※ 2.6 辰起川水門 0.5 秋山川 竜太の橋	Ī		
振起川水門	<u> </u>		
秋山川 竜太の橋			
安東川 猪之子田橋 < 0.5			
長尾川 水梨橋 <0.5			
機川 機川橋 1.8 1.8 日川 上土橋 1.8 日川 上土橋 1.8 日川 上土橋 1.2 日川 後川橋 1.2 日巴川 上川合流点 6.7 十二双川 <0.5 吉田川 弥生橋 4.8 年 4.8			
田川 上土橋 1.8 田川 能島橋 1.3 田川 門川 高流点 6.7 十二双川 <0.5	-		
巴川 能鳥橋 1.3 巴川 渋川橋 1.2 旧巴川 三川合流点 6.7 十二双川 <0.5			
巴川 浅川橋 1.2 旧巴川 巴川合流点 6.7 十二双川 <0.5	_		
田巴川 巴川合流点			
十二双川			
吉田川 弥生橋 <0.5		旧巴川 巴川合流点	6. 7
草薙川 巴川合流点 1.5 四方沢川 第2堀込橋 4.8 塩田川 鴨田橋 0.9 和田川 敬水橋 3.1 山原川 新天王原橋 3.6 大沢川 大曲橋 2.9 興津川 和田島橋 <0.5		十二双川	< 0.5
四方沢川 第2堀込橋 4.8 塩田川 鴨田橋 0.9 和田川 敬水橋 3.1 山原川 新天王原橋 3.6 大沢川 大曲橋 2.9 興津川 和田島橋 <0.5		吉田川 弥生橋	< 0.5
四方沢川 第2堀込橋 4.8 塩田川 鴨田橋 0.9 和田川 敬水橋 3.1 山原川 新天王原橋 3.6 大沢川 大曲橋 2.9 興津川 和田島橋 <0.5		草薙川 巴川合流点	1. 5
塩田川 鴨田橋 0.9 和田川 敬水橋 3.1 山原川 新天王原橋 3.6 大沢川 大曲橋 2.9 興津川 和田島橋 <0.5			
和田川 敬水橋 3.1 山原川 新天王原橋 3.6 大沢川 大曲橋 2.9 興津川 和田島橋 <0.5 下山田川河口 6.6 6.6 6.6 6.6 6.6 6.6 6.8 6.5 6.8 6.8 6.5 6.8 6.5	Ī		
山原川 新天王原橋 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.9 2.5 2.			
大沢川 大曲橋 2.9 興津川 和田島橋 <0.5	<u> </u>		
興津川和田島橋 <0.5			
下山田川河口 6.6 庵原川 一の瀬橋 <0.5			
奥駿河湾 庵原川 田代橋 0.8 庵原川 日橋 0.7 庵原川 いほはら橋 0.6 中河内川 高瀬橋 <0.5			
庵原川 昭代橋 0.8 庵原川 千日橋 0.7 庵原川 いほはら橋 0.6 中河内川 高瀬橋 <0.5	₼ % > > > > > 		
庵原川 千日橋 0.7 庵原川 いほはら橋 0.6 中河内川 高瀬橋 <0.5	类駿 刈 湾		
庵原川 いほはら橋 0.6 中河内川 高瀬橋 <0.5			
中河内川 高瀬橋<0.5小河内川 和田橋<0.5	<u> </u>		
小河内川 和田橋 <0.5			
波多打川 バイパス下 0.6 神明川 庵原川合流点 2.0 神明川 清水厚生病院横 1.5 愛染川 ポンプ場横 1.2 大橋川 大橋川橋 3.0 浜田川 小橋 3.3 山切川 雀田橋 0.6 山切川 杉山橋 0.5 小池川 樋門 2.1 向田川 新向田橋 1.1 神沢川 神沢川橋 2.8 和瀬川 下流 5.1		中河内川 高瀬橋	
神明川 庵原川合流点2.0神明川 清水厚生病院横1.5愛染川 ポンプ場横1.2大橋川 大橋川橋3.0浜田川 小橋3.3山切川 雀田橋0.6山切川 杉山橋0.5小池川 樋門2.1向田川 新向田橋1.1神沢川 神沢川橋2.8和瀬川 下流5.1		小河内川 和田橋	
神明川 清水厚生病院横1.5愛染川 ポンプ場横1.2大橋川 大橋川橋3.0浜田川 小橋3.3山切川 雀田橋0.6山切川 杉山橋0.5小池川 樋門2.1向田川 新向田橋1.1神沢川 神沢川橋2.8和瀬川 下流5.1		波多打川 バイパス下	
愛染川 ポンプ場横1.2大橋川 大橋川橋3.0浜田川 小橋3.3山切川 雀田橋0.6山切川 杉山橋0.5小池川 樋門2.1向田川 新向田橋1.1神沢川 神沢川橋2.8和瀬川 下流5.1		神明川 庵原川合流点	2. 0
愛染川 ポンプ場横1.2大橋川 大橋川橋3.0浜田川 小橋3.3山切川 雀田橋0.6山切川 杉山橋0.5小池川 樋門2.1向田川 新向田橋1.1神沢川 神沢川橋2.8和瀬川 下流5.1	Ī	神明川 清水厚生病院横	1. 5
大橋川 大橋川橋 3.0 浜田川 小橋 3.3 山切川 雀田橋 0.6 山切川 杉山橋 0.5 小池川 樋門 2.1 向田川 新向田橋 1.1 神沢川 神沢川橋 2.8 和瀬川 下流 5.1	Ī		
浜田川 小橋 3.3 山切川 雀田橋 0.6 山切川 杉山橋 0.5 小池川 樋門 2.1 向田川 新向田橋 1.1 神沢川 神沢川橋 2.8 和瀬川 下流 5.1	Ţ		
山切川 雀田橋 0.6 山切川 杉山橋 0.5 小池川 樋門 2.1 向田川 新向田橋 1.1 神沢川 神沢川橋 2.8 和瀬川 下流 5.1	ļ		
山切川 杉山橋 0.5 小池川 樋門 2.1 向田川 新向田橋 1.1 神沢川 神沢川橋 2.8 和瀬川 下流 5.1	<u> </u>		
小池川 樋門 2.1 向田川 新向田橋 1.1 神沢川 神沢川橋 2.8 和瀬川 下流 5.1	-		
向田川 新向田橋1.1神沢川 神沢川橋2.8和瀬川 下流5.1			
神沢川神沢川橋2.8和瀬川下流5.1	-		
和瀬川 下流 5.1			
	-		
			5. 1

※地点は、湖沼等の閉鎖性水域のためCOD値である。

ウ 清流保全に関する調査

安倍川、藁科川及び興津川については、環境基本法に基づきBODなどの環境基準が定められていますが、静岡市清流条例ではTOC(全有機炭素)による清流基準を設定しています。調査結果は次のとおりです。

(調査結果の詳細は4-15ページ参照。)

[表 3 - 2 9]静岡市清流条例に関する水質調査結果(TOC) 単位:mg/L

河川名 測定地点 年平均値 75%水質値 基準値 適否 安倍川 電橋 <0.5 <0.5 1以下 ○ 安倍川橋 0.5 <0.5 — — 藁科川 牧ケ谷橋 <0.5 1以下 ○ 八幡橋 0.6 0.6 1以下 ○ 興津川 八幡橋 0.7 0.8 — — 和田島橋 <0.5 <0.5 — — 巴川 区境巴川橋 1.8 — — — 東子川 ペったん橋 0.9 0.6 0.6 0.6 0.6 0.6 0.9 藤郡尾川 古くら橋 1.2 0.5 0.5 0.5 0.6						
安倍川 安倍川橋 0.5 <0.5	河川名	測定地点	年平均值	75%水質値	基準値	適否
要倍川橋 0.5 <0.5	立	曙橋	<0.5	< 0.5	1 以下	0
八幡橋 0.6 1以下 ○ 浦安橋 0.7 0.8 — 和田島橋 <0.5		安倍川橋	0. 5	<0.5	_	1
興津川 浦安橋 0.7 0.8 — — 和田島橋 <0.5	藁科川	牧ケ谷橋	< 0.5	< 0.5	1 以下	0
和田島橋 <0.5		八幡橋	0. 6	0.6	1 以下	0
巴川 区境巴川橋 1.8 丸子川 ぺったん橋 0.9 飯間谷川 ふれあい橋 0.6 飯間北川 鯉の掛け橋 0.6 新間谷川 新間谷川橋 <0.5	興津川	浦安橋	0. 7	0.8	_	1
丸子川 ぺったん橋 0.9 飯間谷川 ふれあい橋 0.6 飯間北川 鯉の掛け橋 0.6 新間谷川 新間谷川橋 <0.5		和田島橋	< 0.5			
飯間谷川 ふれあい橋 0.6 飯間北川 鯉の掛け橋 0.6 新間谷川 新間谷川橋 <0.5	巴川	区境巴川橋	1.8			
飯間北川 鯉の掛け橋 0.6 新間谷川 新間谷川橋 <0.5	丸子川	ぺったん橋	0. 9			
新間谷川 新間谷川橋 <0.5 大門川 野郎島橋 0.9 慈悲尾川 さくら橋 1.2 内牧川 躍動橋 <0.5	飯間谷川	ふれあい橋	0. 6			
大門川 野郎島橋 0.9 慈悲尾川 さくら橋 1.2 内牧川 躍動橋 <0.5	飯間北川	鯉の掛け橋	0. 6			
慈悲尾川 さくら橋 1.2 内牧川 躍動橋 <0.5 原田川 如月橋 <0.5 中河内川 高瀬橋 0.6	新間谷川	新間谷川橋	<0.5			
内牧川 躍動橋 <0.5 原田川 如月橋 <0.5	大門川	野郎島橋	0. 9			
原田川 如月橋 <0.5 中河内川 高瀬橋 0.6	慈悲尾川	さくら橋	1. 2			
中河内川 高瀬橋 0.6	内牧川	躍動橋	< 0.5			
	原田川	如月橋	< 0.5			
小河内川 和田橋 0.9	中河内川	高瀬橋	0. 6			
	小河内川	和田橋	0. 9			

※和田島橋以下の測定地点には清流基準は設定されていません。

② 海域

ア 県計画海域調査

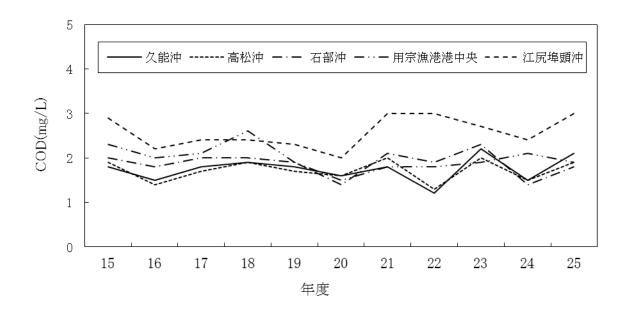
平成25年度の調査では、環境基準点計5地点のうち、1地点でCOD値の環境基準を超過しましたが、4地点で環境基準を達成しました。各地点の調査結果は次のとおりです。(調査結果の詳細は4-14ページ参照。)

単位:mg/L

[表3-30] 県計画海域調査結果(COD)

水域名	測定地点	年平均値	環境基準類型	環境基準 75%水質値	環境基準値	適否
	久能沖	1.8	Α	2. 1	2	×
亚 昕 江 沐	高松沖	1.8	Α	1.9	2	0
西駿河湾	石部沖	1.8	Α	1.8	2	0
	用宗漁港港中央	1.8	В	1.9	3	0
奥駿河湾	江尻埠頭沖	2.8	В	3. 0	3	0

[図3-28]海域COD環境基準75%水質値の推移



イ 市計画海域調査

清水港湾内は、外海に比べ生活排水や工場排水の影響を受けやすい傾向にあります。各地点の調査結果は次のとおりです。

[表 3 - 3 1] 市計画海域調査結果(COD)

単位:mg/L

水域名	測定地点	年平均值
	防波堤内側	2. 4
	東燃沖	2. 5
	清水船溜沖	3. 0
	日の出埠頭沖	2. 8
	巴川沖	3. 2
	折戸湾中央	3. 2
	貯木場入口	4. 1
奥駿河湾	巴川河口	3. 5
	清水船溜	2. 8
	日軽金沖	2. 4
	江尻船溜	2. 8
	袖師船溜	2. 6
	庵原川沖	2. 5
	興津川沖	2. 1
	防波堤外側	2. 1

ウ 水浴場水質調査

水浴場の水質はCODのほか、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無及び透明度 について、判定基準に照らし評価した結果、不適と判定された水浴場はありま せんでした。

単位:mg/L

[表 3 - 3 2] 水浴場等水質調査結果 (COD)

水域名	測定地点	測定値		水質判定	
小以石	测足地点	開設前	開設中	開設前	開設中
	用宗海岸海水浴場 1	1.6	2. 7		
西駿河湾	用宗海岸海水浴場 2	1.8	2. 5	適(AA)	可 (B)
	用宗海岸海水浴場3	1.8	3. 4		
	三保内浜海水浴場 1	2. 0	4. 4		
	三保内浜海水浴場 2	2. 0	4. 2	可 (B)	可 (B)
奥駿河湾	三保内浜海水浴場3	2. 9	5. 6		
突 酸 川	三保真崎海水浴場 1	2. 1	4. 1		
	三保真崎海水浴場 2	2. 3	3. 8	可 (B)	可 (B)
	三保真崎海水浴場3	2. 2	2. 9		

[※] 水質判定基準は、付-4ページ参照。

③ 湖沼

本市北部に位置する井川湖の水質を把握する目的で水質調査を実施しました。調査結果は次のとおりです。

[表 3 - 3 3] 湖沼調査結果 (COD·全窒素·全燐) 単位: mg/L

調査地点	環境基準類型	COD	全窒素	全燐
井川本村下流	_	1.4	0. 16	0. 55
井川湖湖心	_	1.4	0. 14	0. 024
井川大橋付近	_	1. 5	0. 12	0. 022

④ 地下水調査

ア 環境モニタリング

地下水汚染の早期発見を目的に、計10地点の地下水を調査しました。その 結果、環境基準項目の超過はありませんでした。

「表3-34]地下水環境モニタリング調査地点及び調査項目

調査地点	調査項目
葵区駿府城公園	
葵区谷津	
葵区小河内	
駿河区国吉田	
駿河区下島	健康項目:アルキル水銀及びPCBを除く26項目
駿河区用宗一丁目	一要監視項目:クロロホルム等 24 項目
清水区押切	↑ そ の 他:pH、全亜鉛、銅、クロム、MBAS
清水区鳥坂	
清水区興津中町	
清水区河内	

イ 定点モニタリング

過去に地下水汚染のあった地区において汚染の推移を監視する目的で調査を実施しました。調査は地区ごとに代表する汚染井戸と、地下水流の下流方向において汚染の広がりを監視できる地点を対照井戸としました。

「表3-35] 定点モニタリング調査地点及び調査項目

	/L/M = 1 / /	▼ / IM 直流 / M 直 / K 口	
地区名	区分	調査地点	調査項目(超過地点数)
既 河 豆 並 川	汚染井戸	新川一丁目(1地点)	トリクロロエチレン(0)、
駿河区新川	対照井戸	馬渕三丁目、見瀬(2地点)	テトラクロロエチレン(1)
* 5 + 6	汚染井戸	古庄四丁目(1地点)	础. 素(1)
葵 区 古 庄	対照井戸 古庄五丁目(2地点)		砒 素(1)
きゃロトッギ目	汚染井戸	長崎、楠新田(2地点)	トリクロロエチレン(0)、
清水区七ツ新屋	対照井戸	長崎新田(1地点)	テトラクロロエチレン(0)
) - I /D	汚染井戸	三保(1地点)	トリクロロエチレン(1)
清水区三保	対照井戸	三保(2地点)	テトラクロロエチレン(1) 四塩化炭素(1)

(ア) 駿河区新川地区

昭和63年に水質汚濁防止法に規定する特定事業場からのテトラクロロエチレンの地下浸透と推定される地下水汚染が確認されました。汚染除去対策として、事業者による汚染土壌の掘削、土壌ガスの吸引及び地下水揚水浄化対策が実施されました。

平成25年度は、汚染井戸においてテトラクロロエチレンの基準超過が 見られましたが、対照井戸2地点はいずれも基準内でした。

(イ) 葵区古庄地区

平成8年度に砒素による地下水汚染が確認されました。平成9年度及び 10年度の2か年で汚染原因究明調査を実施し、汚染原因は「自然的要因 と思われる」との判断に至りました。

平成25年度は、汚染井戸1地点において砒素の基準超過がみられましたが、対照井戸2地点はいずれも基準内でした。

(ウ) 清水区七ツ新屋地区

平成元年から3か年で行った市内全域の概況調査により、トリクロロエ チレン及びテトラクロロエチレンによる地下水汚染が確認されました。

平成25年度は、汚染井戸2地点及び対照井戸1地点はいずれも基準内でした。

(工) 清水区三保地区

平成10年度に水質汚濁防止法の特定事業場及びその周辺で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素による地下水汚染が確認されました。

平成25年度は、汚染井戸1地点でトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの基準超過がみられました。また、対照井戸においては、1地点で四塩化炭素の基準超過が見られました。

ウ 汚染追跡調査

定点モニタリングに加え、汚染地区における汚染の推移を監視する目的で地下水調査を実施しました。平成25年度は合計34地点の井戸を調査し、そのうち一部で環境基準を超過しました。環境基準の超過地点数については、駿河区新川地区で1地点、清水区七ツ新屋地区で2地点、清水区三保地区で2地点でした。

[表3-36] 地下水汚染地区調査地点及び調査項目

地区名	調査地点	調査項目(超過地点数)
駿 河 区 新 川	新川一丁目、新川二丁目、宮本町、見瀬、 津島町、馬渕三丁目、馬渕四丁目 (17 地点)	トリクロロエチレン(0)、 テトラクロロエチレン(1)
清水区七ツ新屋	楠新田、長崎、北脇、中之郷、長崎南町、 草薙一里山(12 地点)	トリクロロエチレン(1)、 テトラクロロエチレン(1)
清水区三保	三保(5 地点)	トリクロロエチレン(0)、 四塩化炭素 (2)、 テトラクロロエチレン(0)

⑤ ダイオキシン類調査

ダイオキシン類による汚染の状況を把握するため河川水質、河川底質、海域水質、海域底質、地下水及び土壌について調査しました。その結果、全ての地点で環境基準を達成したほか、ほとんどの地点で環境省の調査による全国平均値よりも低い値を示しました。

[表3-37] ダイオキシン類調査結果

≪河川水質≫

単位:pg-TEQ/L

水域名	河川名	測定地点	毒性等量	平均值	全国検出範囲	全国平均值	環境基準値
	浜 川	浜 川 新 橋	0.042			0.0084 0.23 1	
静 岡	丸子川	ぺったん橋	0. 12				
	小坂川	150号新小坂川橋	0.033		0.0004		1
	т ш	区境巴川橋	0. 21	0. 093	0.0084 ~ 2.6		
应 E允 ≥〒 2亦	巴川	港橋	0.061		~2.0		
奥駿河湾 庵 原	庵原川	庵 原 川 橋	0.16				
	興津川	浦 安 橋	0. 025				

≪海域水質≫

単位:pg-TEQ/L

水域名	測定地点	毒性等量	平均值	全国検出範囲	全国平均	環境基準
久 能 沖	久 能 沖	0.026				
平 Ett : 二 : 亦	高松沖 0.025					
西駿河湾 ──	石 部 沖	0. 025	0. 026	0.011 ~0.86	0.069	1
	用宗漁港港中央	0. 025		~0.80		
奥駿河湾	江尻埠頭沖	0. 031				

≪河川底質≫

単位:pg-TEQ/g

水域名	河川名	測定地点	毒性等量	平均値	全国検出範囲	全国平均	環境基準	
	浜 川	浜 川 新 橋	1. 2	-		6.0		
静 岡	丸子川	ぺったん橋	0. 47					
	小坂川	150号新小坂川橋	0. 92		0.040			
	т ш	区境巴川橋	1. 7	0. 95	0.042 ~700		6.0	150
南 田 江本	巴川	港橋	1. 5		~ 700			
奥駿河湾	庵原川	庵 原 川 橋	0. 68					
	興津川	浦 安 橋	0. 18					

≪海域底質≫

単位:pg-TEQ/g

水域名	測定地点	毒性等量	平均值	全国検出範囲	全国平均	環境基準
	久能沖	0. 18				
	高松沖	0. 33		0.093 ~100	9. 5	150
西駿河湾	石部沖	0.89	2. 1			
	用宗漁港港中央	0. 58				
奥駿河湾	江尻埠頭沖	8. 6				

≪地下水≫ 単位:pg-TEQ/L

測定地点	毒性等量	平均值	全国検出範囲	全国平均	環境基準
葵区駿府城公園	0. 024				
葵区谷津	0. 024				
葵区小河内	0. 024				
駿河区国吉田	0. 024				
駿河区下島	0. 024	0. 025	0.0084	0.040	4
駿河区用宗一丁目	0. 024	0. 025	~ 1.6	0.049	l
清水区押切	0.030				
清水区鳥坂	0. 025				
清水区興津中町	0. 024				
清水区河内	0.024				

≪土壤≫ 単位:pg-TEQ/g

測定地点	毒性等量	平均值	全国検出範囲	全国平均	環境基準
葵区秋山町	0. 51				
葵区瀬名五丁目	4. 6				
葵区山崎二丁目	0. 39			1. 6	1, 000
葵区牛妻	0. 0028				
葵区内匠	0.057	0. 79	0~50		
駿河区登呂四丁目	0. 018	0.79			
駿河区みずほ三丁目	0. 010				
清水区神田町	0. 77				
清水区船越	1. 2				
清水区船越	0. 31				

[※] 全国検出範囲、全国平均値については平成24年度のデータ。

⑥ 環境ホルモン類調査

内分泌撹乱作用(いわゆる環境ホルモン作用)があると疑われる物質のうち環境省に検出報告例のある6物質群について、河川における環境ホルモン類の把握を目的に市内6河川7地点で調査しました。平成25年度の調査結果は、全ての物質において検出下限値未満でした。

[表 3 - 3 8] 河川水質ホルモン類調査結果 単位:μ g/L

物質名	用途等	検出範囲
ビスフェノール A	樹脂原料	<0.01~0.04
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	界面活性剤	0.2~2.6
4-t-オクチルフェノール	農薬	<0.01
アニリン	農薬	<2
2,4-ジクロロフェノール	農薬	<0.01
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	可塑剤等	< 0.3

3 騒音・振動の状況

(1) 騒音・振動の状況

騒音・振動の公害問題は、これまでは住宅・工場の混在が主な原因でしたが、近年は 住環境の過密化、生活様式の多様化、地域コミュニケーションの希薄化、高齢化や核家族 化、個人の権利意識の高まり等により、従来の製造業を中心とした産業型から建設業、サー ビス業、開放型事業所、近隣生活騒音等の都市生活型へ推移しています。

騒音問題の原因(発生源)は、製造業等の工場、解体建設工事、カラオケ等の深夜営業、自動車交通騒音、一般家庭からの生活騒音等、広範多岐にわたっています。また、振動問題は、騒音問題の同一の原因(発生源)から発生する場合が多くあります。

これら騒音・振動問題は「苦情」として市に連絡があり、市は当該地域の環境基準、規制 基準等を参考にして、発生源側に対する指導・要請や相互の話し合い等コミュニケーション の円滑化により解決を図っています。しかし、申立者の感覚的な苦情申立や当事者間の感 情的な対立などにより、解決に難航している事例もあります。

(2) 騒音・振動調査の概要

市内の騒音及び振動の状況を把握するため、各種測定調査を実施しました。

2 72.7	17021			
調査	調査地点数	調査項目	調査時間	結果概要
環境騒音 (一般地域:道路 に面する地域以外)	20 地点	L _{Aeq} 等	24 時間/地点	環境基準適合率: 昼 95.0%、夜 80.0%
自動車騒音面的評価 (道路に面する地域)	対象:60,943戸	L _{Aeq} 等	24 時間/地点	環境基準適合率: 昼夜 92.8%
道路交通振動	11 地点	L ₁₀ 等	24 時間/地点	要請限度適合率:100%
新幹線鉄道騒音	9 箇所 18 地点	L _{A, Smax} 等	20 本/地点	環境基準適合率:72.2%
航空機騒音	1箇所1地点	L _{den} 等	7日間/地点	

[表3-39] 騒音・振動調査の概要

① 環境騒音調査 (一般地域:道路に面する地域以外)

市内20地点で24時間観測を行いました。その結果、環境基準適合状況は、住居系の地域では昼92.3%、夜69.2%、商工業系の地域においては昼100.0%、夜100.0%でした。

また、昼夜とも環境基準に適合したのは、全地点中16地点で、達成率は80.0%でした。(詳細は4-16ページ参照)

[表3-40] 用途地域別環境基準適合状況(一般地域:道路に面する地域以外)

	都市計画法上の用途地域			環境基準	適合状況	
地域類型		測定地点数	適合均	也点数	適合率(%)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
	第1種低層住居専用地域	1	1	1	100	100
Α	第1種中高層住居専用地域	4	4	2	100	50.0
	第2種中高層住居専用地域	2	2	2	100	100
	第1種住居地域	3	3	2	100	66.7
В	第2種住居地域	1	0	0	0	0
	市街化調整区域	2	2	2	100	100
住居系地域計		1 3	1 2	9	92. 3	69. 2
	近隣商業地域	1	1	1	100	100
С	商業地域	1	1	1	100	100
	準工業地域	4	4	4	100	100
	工業地域	1	1	1	100	100
商工業系地域	商工業系地域計		7	7	100	100
	合計	2 0	1 9	16	95. 0	80.0

② 自動車騒音面的評価(道路に面する地域)

自動車騒音面的評価とは、道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、代表す る地点で騒音測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端からの50mの範囲内に あるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成す る戸数及び割合を把握するものです。

調査の結果、昼間・夜間とも環境基準に適合したのは、全対象住戸のうち92.8%でした。

[表3-41] 道路種別戸別環境基準適合状況

	評価区	評価区間数	住宅等	面的評価結果(全体)					
道路種別	間延長		戸数	昼間・夜間とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼間・夜間とも 基準値超過		
	(k m)		(戸)	声数 一	一 戸数	三型 一型 一型 一型	基準値超過 戸数		
				(%)	(%)	(%)	(%)		
高速自動車国道	26. 6	31	4, 278	4, 229	33	5	11		
(東名)	20.0	31	4, 270	(98. 9)	(0.8)	(0. 1)	(0.3)		
国道	118. 4	128	16, 442	15, 100	313	15	1, 014		
(静清バイパス含む)	110. 4	120	10, 442	(91. 8)	(1.9)	(0. 1)	(6. 2)		
県道	219. 5	132	36, 810	33, 571	1, 229	23	1, 987		
米 坦	213.0	102		(91. 2)	(3.3)	(0. 1)	(5. 4)		
市道(4車線以上)	18. 0	19	6, 663	6, 302	203	4	154		
门道(平平脉以工)	10.0	10	0, 003	(94. 6)	(3.0)	(0. 1)	(2. 3)		
※ 全体	382. 5	310	※ 60, 943	※ 56, 531 (92. 8)	※ 1, 603 (2. 6)	※ 36 (0.1)	※ 2, 773 (4. 6)		

[※] 評価対象道路同士の交差点では対象住戸が重複するため、全体は重複箇所を除いた数としてい ます。 ※ このため道路種別ごとの合計数と全体では差異があります。

③ 道路交通振動

道路交通振動には環境基準の設定がなく要請限度のみが設定されています。9路線11地 点で道路交通振動調査を行いました。

全測定地点で要請限度を下回っていました。

[表3-42] 道路交通振動測定結果

単位:dB

	No. 路線名	測定場所	区域区分	車線		振動レベル L ₁₀ (測定値80%レンジの上端値)				
NO.	始禄石			数	測定月日	昼間	要請 限度	夜間	要請 限度	
1	国道1号	駿河区国吉田一丁目	第2種区域	4	2013/9/17~18	41	70	33	65	
2	国道1号	清水区庵原町	第2種区域	7	2013/9/24~25	47	70	47	65	
3	国道52号	清水区谷津町二丁目	第1種区域	2	2014/1/29~30	34	65	<30	60	
4	国道149号	清水区港町二丁目	第2種区域	4	2013/9/26~27	50	70	42	65	
5	国道150号	清水区増	第1種区域	2	2013/9/26~27	41	65	31	60	
6	藤枝静岡線	葵区本通六丁目	第2種区域	4	2013/10/1~2	30	70	<30	65	
7	静岡環状線	駿河区馬渕三丁目	第2種区域	4	2013/9/17~18	35	70	<30	65	
8	静岡清水線	清水区鳥坂	第1種区域	2	2013/10/14~15	42	65	34	60	
9	静岡草薙清水線	清水区中之郷一丁目	第2種区域	4	2013/9/26~27	<30	70	<30	65	
10	富士由比線	清水区蒲原新田一丁目	第1種区域	2	2013/9/24~25	33	65	31	60	
11	富士由比線	清水区由比	第1種区域	2	2013/9/24~25	<30	65	<30	60	

④ 新幹線鉄道騒音

9か所18地点で新幹線鉄道騒音を測定しました。環境基準に適合したのは13地点 (72.2%)でした。

[表3-43] 新幹線鉄道騒音の環境基準適合状況

単位: dB

No	No 測定場所	上下	地域	環境基準	2 5 r	2 5 m地点		5 0 m地点	
NO	展现上初 的	位置 類型 塚光盛年 一	測定値	適否	測定値	適否			
1	駿河区石部	下	I	70dB 以下	73	×	68	0	
2	駿河区鎌田	上	I	70dB 以下	71	×	69	0	
3	駿河区曲金	下	I	70dB 以下	70	0	68	0	
4	駿河区中吉田	下	I	70dB 以下	72	×	69	0	
5	清水区長崎南町	上	I	70dB 以下	71	×	68	0	
6	清水区渋川一丁目	下	П	75dB 以下	72	0	69	0	
7	清水区袖師町	下	I	70dB 以下	69	0	68	0	
8	清水区谷津町一丁目	下	I	70dB 以下	71	×	66	0	
9	清水区由比阿僧	下	I	70dB 以下	70	0	69	0	

※ 測定値は L_{A.Smax} (最大騒音レベル)の上位半数のもののパワー平均です。 測定目 2013/9/30~10/4

⑤ 航空機騒音

本市には環境基準の適用されている空港・飛行場はありませんが、状況把握の為に 測定調査を行いました。

[表3-44] 航空機騒音の環境基準適合状況

単位: dB

				·
No	測定対象	測定場所	測定期間	評価値(L _{den})
1	静岡ヘリポート(葵区諏訪)	※葵区薬師(最寄の民家前)	2014/2/3~10の内7日間	52

[※] 評価値は、L_{den}(時間帯補正等価騒音レベル)です。参考:環境基準(類型Ⅱ) L_{den}=62dB 以下

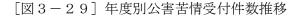
4 公害苦情の状況

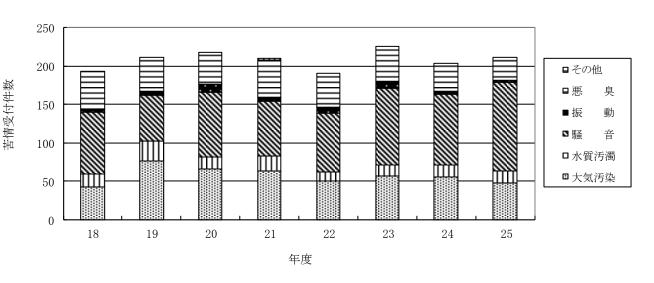
(1) 公害苦情の発生状況

平成25年度の公害苦情受付件数は次のとおりで、総数は211件と前年度から7件増加しました。公害苦情を種類別に見ると、騒音が115件(総数の54.5%)と最も多く、次いで大気汚染48件(同22.7%)、悪臭29件(同13.7%)、水質汚濁16件(同7.6%)でした。

		_ , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						
種類	年度	19	20	21	22	23	24	25
大気汚	染	77	66	63	51	57	57	48
水質汚	濁	26	16	20	11	14	15	16
騒	卋	59	84	72	77	100	92	115
振	動	5	10	4	7	9	4	3
土壌汚	染	0	0	2	0	0	0	0
地盤沈	그	0	0	0	0	0	0	0
悪	臭	45	42	49	45	46	36	29
そのイ	他	0	0	0	0	0	0	0
計		212	218	210	191	226	204	211

「表3-45]年度別公害苦情受付件数





(2) 発生源別公害苦情受付件数

苦情受付件数を発生源別にみると、建設業が57件と最も多く、次いで、製造業が50件となっています。

[表3-46] 発生源別公害苦情受付件数

種類 発生源	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	土壌汚染	悪臭	計	比率%
農業	5	0	1	0	0	9	15	7. 1
林業	1	0	0	0	0	0	1	0. 5
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	14	2	40	1	0	0	57	27
製造業	11	4	24	0	0	11	50	23. 7
電気、ガス、熱供給、水道業	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業	2	0	6	0	0	1	9	4. 3
卸売・小売業	0	0	11	0	0	2	13	6. 2
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	0	0	1	0	0	0	1	0. 5
飲食店•宿泊業	0	2	17	0	0	1	20	9. 5
医療・福祉	0	1	1	0	0	0	2	0. 9
教育・学習支援業	0	0	2	0	0	0	2	0. 9
複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業	2	1	2	0	0	4	9	4. 3
公務	0	0	4	2	0	0	6	2. 8
分類不能の産業	2	1	1	0	0	0	4	1.9
その他	9	0	4	0	0	0	13	6. 2
不明	2	5	1	0	0	1	9	4. 3
合計	48	16	115	3	0	29	211	100. 1

※比率:単位未満四捨五入のため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

(3) 用途地域別公害苦情受付件数

公害苦情件数を用途地域別にみると、住居系地域が最多で103件(総数の48.8%) 寄せられ、次いで準工業地域39件(同18.5%)となっています。これら苦情は、焼 却炉からのばい煙や、野焼き、また中小事業所からの機械音や作業音が中心であり、公害 苦情発生の一因が住宅・工場の混在にあることを示しています。

[表 3 - 4 7] 発生地域別公害苦情受付件数

発生	種類 地域	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	土壌汚染	悪臭	計	比率 %
i	都市計画区域内	46	15	114	3	0	29	207	98. 1
	住居系地域	20	6	67	1	0	9	103	48.8
	近隣商業地域	2	0	10	1	0	0	13	6. 2
	商業地域	1	0	8	0	0	0	9	4. 3
	準工業地域	11	3	19	1	0	5	39	18. 5
	工業地域	2	4	3	0	0	5	14	6. 6
	工業専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0
	調整地域等	10	2	7	0	0	10	29	13. 7
i	都市計画区域外	2	1	1	0	0	0	4	1. 9
		48	16	115	3	0	29	211	100. 0

※比率:単位未満四捨五入のため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

5 地下水の状況

地下水は四季を通じて水温の変化が少なく良質です。また、利用しやすくコストも安いことから、 昔からいろいろな用途に利用されています。地下水は、川の水や雨が長い年月をかけて地下に溜 まった限りある貴重な自然資源です。無計画、無秩序に汲み上げると地下水位が低下して地盤が 沈下したり、海水の進入により塩水化を起こしたりします。

本市においても地下水の塩水化等が危惧されたため、昭和51年に静清地域(旧静岡市、旧清水市)において静清地域地下水利用対策協議会が、昭和55年には旧富士川町と旧蒲原町の地域において富士川右岸地域地下水利用対策協議会が設立されました。両協議会では地下水位や塩水化等の調査を行うとともに静清地域は昭和55年より静岡県地下水の採取に関する条例による規制が行われています。また、蒲原地域は自主規制により指導を行ってきましたが、平成21年4月に県条例の指定を受け、さらに隣接する岳南地域地下水利用対策協議会へ編入し、地下水の保全を図っています。

(1) 静清地域

① 地下水の利用状況

静清地域における地下水の利用状況を見ると、平成25年は、1日当たり約64.2万㎡の地下水が利用されており、用途別では農業用が約24.8万㎡で、全体の約39%を占めており、次いで生活用が約19.8万㎡で約31%、工業用が約13.5万㎡で約21%となっています。

「表3-48]地下水の利用状況

(平成 25 年 単位: m³/日)

生活用	農業用	養魚用	工業用	建物用	その他用	計
198,479	248,791	4,866	134,701	15,323	39,351	641,551

② 地下水位の状況

地下水位とは、地下水面と地表面等一定基準との距離を言います。地下水位の観測は、地下水に関する情報のなかで最も精度の高い測定値を得ることができるため、地下水保全対策上の基礎調査活動となっています。これにより、地下水の流動方向や勾配、地下水量の変動、降水量や河川からの供給の把握、揚水や涵養による影響、帯水層の水理学的特性等のデータが得られます。

本地域では、安倍川水系においては夏に高く冬に低い自然型、日本平水系、巴川水系は夏に低く冬に高い揚水型を示し、興津川水系では季節による変動はみられません。

本地域の地下水位観測調査は、15か所の観測井で、自動水位計による24時間連続観測、 又は、週1回の手観測を実施しています。 平成25年の調査結果では、大きな変動は見られずほぼ横ばいの状況にあります。地下水量は安定していると言えます。

(調査結果の詳細は4-17~21ページ参照)

「表3-49]観測井の設置位置

L1X	. 3 43」 観例弁り放信					
No.	所 在 地	設置 年月	海抜 標高	管頭 標高	井戸 深度	ストレーナー位置
			m	m	m	m
1	葵区南安倍二丁目	S31.2	17.25	17.55	80	16.5 ~ 22
2	葵 区 松 富 三 丁 目	S48.3	55.43	55.73	100	21 ~ 37
3	駿河区みずほ三丁目	"	8.28	8.58	150	101~117
4	駿河区中村町	"	8.16	11.26	200	157~174
5	駿河区栗原	"	13.14	13.44	100	40~57
6	葵区足久保口組	H1.3	79.13	80.16	50	34 ~ 45
7	葵 区 美 川 町	"	35.10	36.13	150	26~32, 48~53, 70~75
8	葵 区 飯 間	"	48.38	49.73	25	8~12
9	葵 区 下	H5.12	66.75	67.25	50	27.5 ~ 35.5
10	駿河区豊田一丁目	H7.4	11.41	11.91	140	116~124
11	葵区千代田三丁目	H8.4	13.01	13.51	50	22~26,34~38
12	清 水 区 楠	S48.3	7.79	8.09	138	88~104
13	清水区宮代町	"	4.91	5.21	45	23~45
14	清水区興津中町	不明	7.20	7.50	8	不明
15	清水区興津中町	H7.4	3.86	4.36	40	28 ~ 36

③ 塩水化の状況

臨海地帯においては、多量の水の汲み上げにより地下水量が乏しくなると、海水圧が地下水圧を上回ることになり、透水層をとおして海水が進入し、淡水地下水が塩水化する現象があります。 静岡県では厚生労働省の「水質基準に関する省令」で、塩素イオン濃度が200mg/1以下を水道として利用できる基準としているため、これを根拠に、恒常的に地下水の塩素イオン濃度が200mg/1を超える場合を塩水化としています。

本地域では、38か所の調査井において年6回(2月,4月,6月,8月、10月、12月)調査を実施しています。

平成25年の調査結果では、静岡地域の久能海岸沿いでは、塩水化現象は見られず、イチゴ及びネギ栽培等に影響を与える数値は検出されていません。

しかしながら、わずかながら前年よりも高い数値を示しており十分な監視が必要です。

塩水化調査表(静岡地域)

(塩素イオン濃度 単位: mg/ト゚ス)

位置		井戸深度	平成20年	平成21年	平成22年	亚成23年	平成24年			<u> </u>	区成25年	4年 平成25年					
番号	井戸所在地	(m)	年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	2月	4月	6月	8月	10月	12月	年平均			
	駿河区西平松	35. 0	10.3	10.9	11.5	10.8	11.5	11.0	12. 0	19. 0	12. 0	14. 0	13.0	13.5			
2	駿河区西平松	7. 0	22. 0	20. 0	20. 5	18. 8	19. 8	25. 0	21. 0	32. 0	20. 0	19. 0	20. 0	22. 8			
3	駿河区西平松	7. 5	17. 8	15. 8	18. 5	34. 8	37. 3	29. 0	36. 0	35. 0	62. 0	210. 0	35. 0	67. 8			
4	駿河区西平松	7. 5	16. 3	14. 0	16. 3	24. 4	19. 3	21. 0	190. 0		20. 0	44. 0	18. 0	58. 6			
5	駿河区西平松	5. 0	18.8	17. 0	19. 0	26. 2	25. 2	23. 0	25. 0	28. 0	27. 0	160.0	29. 0	48. 7			
6	駿河区中平松	8. 0	19. 0	15. 3	15. 8	17. 0	20. 2	24. 0	22. 0	25. 0	21.0	20. 0	23. 0	22. 5			
7	駿河区中平松	8. 0	24. 0	20. 3	19. 3	18. 8	26. 5	25. 0	23. 0	24. 0	22. 0	23. 0	25. 0	23. 7			
8	駿河区中平松	8. 0	27. 8	25. 3	25. 3	21. 8	26. 7	25. 0	26. 0	27. 0	27. 0	26. 0	27. 0	26. 3			
9	駿河区中平松	8. 0	23. 5	21.8	24. 0	19. 2	28. 5	29. 0	31.0	32. 0	30.0	31.0	28. 0	30. 2			
10	駿河区中平松	8. 0	28. 5	24. 3	23. 0	21. 3	26. 3	27. 0	27. 0	31.0	29. 0	30.0	30.0	29. 0			
11	駿河区青沢	30. 0	14. 0	14. 3	15. 3	13. 8	17. 7	19. 0	16. 0	22. 0	15. 0	14. 0	20. 0	17.7			
12	駿河区青沢	5. 0	17.8	16. 3	15. 8	15. 8	18.8	19. 0	20. 0	21.0	18. 0	20. 0	20. 0	19. 7			
13	駿河区青沢	31. 0	16. 3	13. 8	15. 3	13. 0	16. 3	14. 0	20. 0	27. 0	19. 0	17. 0	18. 0	19. 2			
16	駿河区古宿	12. 0	11.0	13. 7	10. 4	9. 5	12. 8	14. 0	13. 0	16.0	13. 0	13. 0	13. 0	13. 7			
17	駿河区安居	8. 0	11. 3	14. 3	10. 7	10. 3	13. 2	13. 0	17. 0	16.0	13. 0	15. 0	15. 0	14. 8			
18	駿河区安居	8. 0	12. 5	16. 3	11. 5	11.5	17. 2	18. 0	16. 0	18. 0	17. 0	17. 0	15. 0	16. 8			
20	駿河区根古屋	8. 0	13. 5	13. 0	10. 2	12. 5	17. 5	26. 0	16. 0	28. 0	15. 0	18. 0	19. 0	20. 3			
21	駿河区根古屋	10.0	19.0	16.8	16. 3	16. 2	19. 7	28. 0	27. 0	23. 0	21.0	21. 0	17. 0	22. 8			
	平均		18.0	17. 3	16.5	17. 3	20.8	21.7	31. 0	24. 9	22. 3	39. 6	21. 4	27. 1			

清水地域の浅層では、かつて三保半島全域と興津川河口の一部で基準値を大幅に超える数値を記録しましたが、現在では塩水化現象は見られません。

三保半島の地下水は、海水の上にレンズ上に浮いた状態で存在しているため、採水深度が20mを超えると太平洋沿岸部の海水と同じ17,000mg/1の濃度の塩素イオンを含んだ地下水となっています。大きな河川がなく海に挟まれた清水区三保地域は、限られた狭い地域に降る雨が唯一の地下水の補給源であるため、地下水涵養量に見合った利用を行わないと塩水化を助長する恐れがあります。

また、深層では、巴川を中心とした清水区天王西、清水区堀込、清水区宮代町で塩素イオン 濃度が高くなっていますが、これは今から6,000年前の縄文時代は巴川に沿って清水港から 麻機地区まで海が入り込んでいたため、その地域の地下水位が低下すると海水が流入したため と考えられています。宮代町においては、平成18年の3,250mg/lから平成25年には6,133 mg/lまで上昇しており監視が必要です。

塩水化調査表(清水地域)

(30m未満 浅層) (塩素イオン濃度 単位:mg/%)

位置	井戸所在地	井戸深度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年				平成25年			
番号		(m)	年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	2月	4月	6月	8月	10月	12月	年平均
72	清水区駒越東町	6.0	89.3	78.5	56.3	44.0	39.3	49.0	46.0	45.0	39.0	42.0	82.0	50.5
73	清水区駒越中一丁目	9.0	23.6	10.6	11.7	11.3	17.3	25.0	24.0	20.0	18.0	15.0	16.0	19.7
74	清水区駒越西一丁目	11.0	16.0	13.5	14.8	13.8	24.3	28.0	27.0	21.0	14.0	52.0	23.0	27.5
75	清水区南岡町	5.0	4.0	3.9	5.6	3.2	5.4	5.5	6.3	3.1	4.9	5.2	2.7	4.6
76	清水区入江南町	4.0	9.8	10.7	11.8	10.3	13.2	13.0	13.0	12.0	11.0	12.0	10.0	11.8
49	清水区南岡町	2.0	4.7	5.9	6.5	6.5	7.0	6.4	5.2	3.7	8.2	1.1	9.1	5.6
56	清水区鳥坂	5.0	7.9	7.4	9.9	7.2	6.3	7.2	7.3	6.1	6.6	6.5	6.9	6.8
57	清水区鳥坂	8.0	7.6	7.1	8.9	7.3	6.0	6.4	6.7	6.9	6.6	6.3	6.5	6.6
59	清水区折戸五丁目	11.0	10.8	7.2	6.8	8.3	14.0	9.2	8.3	11.0	6.8	13.0	7.2	9.3
68	清水区三保	-	6.4	5.5	9.4	14.7	23.7	26.0	26.0	27.0	17.0	19.0	18.0	22.2
71	清水区入江岡町	3.2	7.4	7.4	4.7	4.5	5.0	5.5	4.5	5.7	5.6	3.0	4.7	4.8
	平 均	8.4	16.5	14.2	12.9	11.7	14.3	16.5	15.8	14.7	12.5	15.9	16.9	15.4

(30m以上 深層) (塩素イオン濃度 単位:mg/%)

位置	井戸)	所 在	地	井戸深度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年				平成25年			
番号	πГΙ	7) 1 <u>T</u>	地	(m)	年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	2月	4月	6月	8月	10月	12月	年平均
28	清水区天王	西		60.0	272.5	295.0	310.0	328.3	373.3	390.0	360.0	350.0	350.0	320.0	340.0	351.7
29	清水区袖師	町		135.0	20.8	18.8	16.8	17.0	18.0	17.0	17.0	16.0	17.0	17.0	16.0	16.7
30	清水区興津	中町		30.0	16.5	16.0	16.3	17.0	18.8	20.0	20.0	22.0	19.0	17.0	19.0	19.5
31	清水区興津	中町		70.0	5.9	5.9	6.7	5.4	5.7	5.5	5.8	7.8	5.9	5.5	6.3	6.1
32	清水区興津	中町		45.0	9.4	7.9	7.2	8.1	6.1	6.4	6.4	6.4	6.4	5.8	5.9	6.2
54	清水区長崎			40.0	12.8	13.3	12.8	11.2	10.2	11.0	10.0	9.4	9.9	9.6	9.5	9.9
60	清水区興津	中町		40.0	7.6	7.8	8.3	9.3	8.3	8.3	8.5	9.2	8.4	8.9	8.6	8.7
61	清水区宮代	町		45.0	3250.0	3425.0	5950.0	6366.7	5716.7	6100.0	6000.0	6600.0	6200.0	5800.0	6100.0	6133.3
62	清水区楠			138.0	39.8	40.0	41.5	33.8	31.7	32.0	32.0	34.0	37.0	35.0	32.0	33.7
	平	均		67.0	637.8	700.5	984.4	1013.0	687.6	732.2	717.7	783.9	739.3	691.0	726.4	731.7

④ 自噴帯湧水量の状況

自噴とは、被圧された地下水がさく井によって地表面以上に湧出する現象をいい、自噴帯とは、 ある地帯における被圧地下水の静水圧が地表面より高い位置にある地帯を言います。本地域に は古くから自噴井が多数あり、毎月1回11か所の調査地点で、手観測により一定量の水を容器 に受けてその所要時間を測定し、それをもとに1日当たりの湧水量を算出しています。

平成25年の調査結果では、下表の11か所の調査井のうち、前年に比べ、8か所で湧水量が 減少しましたが、全体的に大きな変動はありません。地下水位の結果と概ね一致しており、水位 が下がると自噴量も減少します。(調査結果の詳細は4-22~23ページ参照)

[表 3 - 5 1] 調査地域

	/ -			
位置 番号	調査地点	海抜標高 (m)	自噴帯名	調査開始年月
1	駿河 区西脇	5.0	中島自噴帯	昭和 49 年 1 月
2	駿河 区 西 脇	4.5	"	昭和 55 年 9 月
3	駿河 区西脇	3.6	"	昭和 49 年 1 月
4	駿河区西島	3.6	"	昭和 53 年 12 月
(5)	葵区大岩三丁目	12.6	安東自噴帯	昭和 51 年 12 月
6	葵 区 大 岩 三 丁 目	12.2	"	平成 1年 4月
7	葵区北安東二丁目	11.8	"	昭和 51 年 12 月
8	葵区瀬名中央三丁目	11.5	瀬名·鳥坂自噴帯	平成 6 年 4 月
9	清水区鳥坂	7.3	"	昭和 54 年 5 月
10	清水区長崎	4.9	//	平成 10 年 1 月
11)	駿河区下川原六丁目	4.9	用宗自噴帯	昭和 49 年 1 月

(2)岳南地域(蒲原地域分抜粋)

① 地下水の利用状況

岳南地域のうち蒲原地域の地下水の利用状況を見ると、1日当たり約1万7千㎡の地下水が 生活用(上水道)と工業用に利用されており、用途別には、生活用が約9,600㎡で全体の約5 7%、工業用が約7,300㎡で約43%となっています。

[表3-52] 地下水の利用状況

(平成25年 単位:m³/日) 工業用 建物用 その他用 計 農業用 養魚用

② 地下水位の状況

本地域の地下水位観測調査は、自動水位計による24時間連続観測、又は、週1回の手観測 を実施しています。

平成25年の地下水位の年間平均値は、平成24年と比較すると13地点で低下がみられますが、全体としてはほぼ例年通りの数値を示しています。(調査結果の詳細は4-24~26 ページ参照)

[表3-53] 観測井の設置位置

井戸 番号	井戸所在地	管 頭標高(m)	口径 (mm)	深度 (m)	ストレーナーの 位置 (m)
111	清水区蒲原	13.30	350	100	41.5~88.0
112	清水区蒲原	8.08	350	100	49.5~95.6
113	清水区蒲原東	11.70	350	100	26.3~88.3
114	清水区蒲原東	10.90	300	100	21.1~75.1
142	清水区蒲原	13.13	350	100	0~45.0
190	清水区蒲原新栄	10.46	200	65	不 明
191	清水区蒲原新栄	10.00	100	70	不 明

③ 塩水化の状況

本地域では、偶数月毎に各調査井戸から井戸水を採水し、塩素イオン濃度の測定を行っています。

旧富士川右岸地域の塩水化(塩素イオン濃度が 200 mg/l以上)は、井戸深度20m以深の深層で見られ、その範囲は小池川が富士川に合流する付近(清水区蒲原)から富士川右岸の堤防沿いを舌状に富士市(旧富士川町)中之郷のJR新幹線北側付近まで及んでいたことがありました。

平成25年の観測結果では塩素イオン濃度が200 mg/l以上を記録している井戸は深層・浅層ともなく、全体的に塩水化は落ち着いている状況にあると考えられます。

[表3-54] 塩水化調査表

(20m以浅)

塩素イオン濃度 単位:mg/l

井戸	井戸所在地	井戸深度		平	成	2 5	年	
番号	开广州在地	开厂床及	2月	4月	6月	8月	10 月	12 月
44	清水区蒲原	9.0	13.0	12.3	11.2	11.3	13.9	12.9
45	清水区蒲原	7.8	13.1	13.7	11.8	12.9	18.1	16.2
47	清水区蒲原	10.0	12.0	12.2	13.0	12.0	13.5	13.6
50	清水区蒲原堰沢	8.8	13.3	13.1	16.3	15.4	14.9	14.4
51	清水区蒲原	9.0	31.0	38.6	29.6	30.8	40.3	28.1
52	清水区蒲原小金	10.0	15.2	15.7	16.7	16.5	17.5	17.8

(20m以深)

塩素イオン濃度 単位:mg/I

井戸	井戸所在地	井戸深度		平	成	2 5	年	
番号	717 M E-0	717 7.12	2月	4月	6月	8月	10 月	12 月
16	清水区蒲原	100.0	8.9	10.0	10.9	10.8	11.5	10.5
18	清水区蒲原	100.0	10.2	11.0	11.0	10.8	11.2	10.0
21	清水区蒲原東	100.0	16.6	18.5	25.2	15.8	26.4	24.3
22	清水区蒲原東	100.0	57.9	56.7	24.7	57.9	24.5	26.5
23	清水区蒲原東	90.0	7.1	8.4	23.6	7.8	25.2	24.8
26	清 水 区 蒲 原	50.0	69.4	70.2	63.9	68.5	67.7	76.7